

ISSN 0288-5913

コミュニケーション研究

第 30 号

上智大学コミュニケーション学会

目 次

世論調査に関する最近の疑問点	石川 旺	1
米国の地上波テレビ・デジタル化 次世代テレビの放送標準と伝送方式を めぐって揺れた放送業界	金山 勉	17
国際コミュニケーション論の再考と展望 ジャーナリズム研究会（代表 鈴木雄雅）		45
《研究ノート》 ジャーナリズムとNPO 改革運動の背景に見る日米の落差	藤田博司	73
学事資料		
1 文学部新聞学科		91
(1) 開講科目・担当 (2) 教員 (3) 学生 (4) 1999年度卒業論文題目一覧		
2 大学院文学研究科新聞学専攻		97
(1) 開講科目・担当 (2) 教員 (3) 客員研究員 (4) 院生 (5) 研究生 (6) 1999年度修士論文題目一覧		

世論調査に関する最近の疑問点

石川 旺

< 世論調査に要求されるモラル >

世論調査が社会科学の正統的な方法として認知されたのは1930年代である。その背景にあったのはR. A. フィッシャーによって確立された標本抽出の理論とそれに基づいた推測統計学の手法であった。人々の意見の分布を科学的な方法によって把握したいという要請は各方面にあり、以後方法的な洗練を経ながら、今日では様々な調査主体が日常的にデータ収集を行っている。

しかし、科学の名において行われるデータ収集・解析には一定の規範がある。データが客観的かつ方法的に妥当な手続きを経て収集・解析されなければならないことは論をまたない。またその結果の解釈・運用に際しても一定のモラル水準が要求される。

このように規範・道徳が要求される理由は二つある。第一は、調査は科学的かつ客観的な方法によって実施され、導かれた結果もその文脈の上で理解されるものとして定義されているからである。人々が信奉するその定義を利用し、調査の枠組みや調査方法を歪めて結果を意図的に左右するようなことがあってはならない。そうした行為は世論調査の領域においては、最も悪質な操作として非難されるべきである。第二は世論調査は調査対象者の、つまり広範な市民の好意によって成立しているということである。安定的な結果を得ようとすれば、数多くの対象者から資料を収集しなければならない。それらの人々は調査の意義を理解し、時間を割いて協力、回答している。そうした人々の協力に対し、通常の調査ではごくさやかな謝礼品を提供しているに過ぎない。謝礼品のコストを上げると直ちに調査費用の大幅な増加になるので、人々の協力にはとうてい見合わないさやかな謝礼品のみでほとんどの調査は実施されている。このような人々の好意的な協力に対し、調査者には調査結果を有効に活用するという社会的な責任が生じるのは当然である。

世論調査は人手や費用がかかるものであったが故に、ある時期まで調査を

石川 旺

実施できる主体は限定されおり、実施される調査数もそれほど多くはなかった。その時期に比べると今日の状況は調査隆盛と見える。しかしその間に調査の方法や調査の規範に関して、高い水準が維持されてきたかどうかということになると問題無しとしない。むしろ今日、問題は深刻化しているのではないかともみえる。本論は以下、今日の世論調査に見られる幾つかの疑問点を検討してみたい。

< 意図的なデータの操作 >

世論調査においては設問の設定による回答の歪みが生じないように、細心の配慮が必要である。そのために質問文の作成や、質問文の配列には一定の規則がある。被調査者の回答を誘導するような質問文や、質問文の配列によって一定の回答を誘導するようなことがあってはならない。この点は科学的な世論調査の手引書すべてで強調されているが、その最も初歩的な規範を平然と無視した調査が横行している。

1999年3月に総理府広報室が実施した「社会資本の整備」と題する調査は全国の2,183人を対象に実施されたが、その中に以下のような質問群がある(1)。

(Q17) はじめにお聞きしたような社会的な施設の整備には、国民が費用を負担する必要があります。あなたは将来にわたってある程度負担が増えるにしても、整備を早急に進めるべきだと思いますか。それとも負担が増えるなら整備が遅れてもやむを得ないと思いますか。

負担がある程度増えても早急に整備すべきだ	31.5%
負担が増えるなら、ある程度整備が遅れてもやむをえない	30.0
一概に言えない	33.3
わからない	5.1

(Q18) では「社会的な施設を整備するにあたり、ある程度負担が増えても、このようなことにもっと配慮すべきだ」という意見がありますが、あなたもそう思いますか。

そう思う	56.6%
そうは思わない	28.8
わからない	14.6

(Q19) そのような社会的な施設の整備にかかる費用を国民が負担する方法としては大きく分けて「主として利用者が負担する方法」と「税金のかたちで国民全体が負担する方法」がありますが、あなたは社会的な施設の整備については、基本的にどちらの方法によるべきだと思いますか。

利用者（受益者）負担	24.1%
税金による負担	39.8
一概に言えない	30.5
わからない	5.6

(Q20) 社会的な施設の整備には土地が必要ですが、もしあなたの住んでいる土地や家屋が、道路や学校建設などの公共事業のために買収されることになったとしたら、あなたは協力する方ですか。出来れば協力したくない方ですか。この中であなたの気持ちに一番近いものを選んでください。

進んで協力するほう	20.3%
しかたなく協力するほう	47.6
できれば協力したくないほう	17.9
絶対協力したくないほう	2.1
わからない	12.1

(Q21) 道路や鉄道・学校建設などの公共事業を進める際、建物や土地の所有者が反対して、工事が遅れることがありますか、「こういった場合には建物や土地を土地収用法によって強制収用すべきである」という意見がありますが、あなたもそう思いますか。そうは思いませんか。

そう思う	26.8%
そうは思わない	27.9
一概には言えない	37.1
わからない	8.2

「社会資本の整備」という課題について、Q17以降の問題設定にも異論はあり得る。さらに問題なのは土地の収用に関する意見の誘導である。明らかにある方向性を持った質問文の配列により、Q20では、（進んで協力する

石川 旺

方 - 20.3%)(しかたなく協力する方 - 47.6%)と、回答者の2/3から協力的な回答を引き出している。またQ21では土地の強制収用を肯定する回答を26.8%の回答者から引き出している。公共事業の例は質問文では学校、道路等が強調されているが、このデータはあらゆる公共事業に関して適用され、反対者への圧力となる。

このような政府機関によって実施される世論調査に歪みがあることは大きな問題であるが、長年にわたって放置されてきている。たとえば、1982年に同じく総理府広報室が全国の2,393人を対象として実施した「自衛隊・防衛問題」という調査には以下のような質問群がある(2)。

(Q15) あなたは自衛隊がこれまでどんなことで一番役に立ってきたと思いますか。この中から一つだけおっしゃってください。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (ア) 国の安全確保(外国からの侵略の抑止) | 9.3% |
| (イ) 国内の治安維持 | 6.3 |
| (ウ) 災害派遣(災害のときの救援活動や緊急の患者輸送など) | 72.8 |
| (エ) 民生協力(国体やオリンピックの支援、不発弾の処理、平時の土木など) | 4.1 |
| その他 | 0.3 |
| わからない | 7.3 |

(Q16) あなたは、自衛隊は、今後どのような面に力を入れていったらよいと思いますか。この中から一つだけおっしゃってください。

- | | |
|---|-------|
| (ア) 国の安全確保(外国からの侵略の抑止) | 45.4% |
| (イ) 国内の治安維持 | 15.3 |
| (ウ) 災害派遣(災害のときの救援活動や緊急の患者輸送など) | 27.1 |
| (エ) 民生協力(国体やオリンピックの支援、不発弾の処理、平時の土木工事など) | 3.3 |
| その他 | 0.8 |
| わからない | 8.1 |

(Q17) ところで、あなたは、自衛隊はあった方がよいと思いますか、ない方がよいと思いますか。

- | | |
|---------|-------|
| あった方がよい | 81.7% |
|---------|-------|

ない方がよい	7.9
わからない	10.4

以上のように、自衛隊の肯定的な側面だけを質問した後のQ17で、(あつたほうがよい - 81.7%)という回答を引き出している。この回答比率のみを見れば、国民の大多数は自衛隊の存在を肯定的に受け止めているかのように見受けられる。しかし、設問を検討すると、この回答比率に対しては疑問符が付される。

このようなデータの意図的な操作に関して、マス・メディアがきちんとしたチェック能力を持っていないことも問題である。記者が調査に対する基礎的な理解能力を欠いている結果、行政が公表するこのようなデータをそのままメディアに載せて広めてしまう例が多く見られる。1980年に総理府内閣総理大臣官房広報室が全国2,434人を対象として実施した「犯罪と処罰等に関する世論調査」には以下の質問群がある(3)。

(Q24)ところで、あなたが、通勤や買い物、その他で外出するときに、成人向け映画(ポルノ映画)の看板や、成人向け雑誌(ポルノ雑誌)の自動販売機を見かけることがありますか。

よく見かける	24.1%
ときどき見かける	37.1
あまり見かけない	21.0
全然見かけない	16.6
わからない	1.3

(Q25)あなたは、映画のポスターや看板、テレビや映画、週刊誌などをごらんになって、セックスに関する絵や写真や文章について、どのように感じていますか。露骨すぎると思いませんか。露骨すぎるとは思いませんか。

露骨すぎる	60.3%
露骨すぎるとは思わない	19.8
見たことはない	8.4
わからない	11.5

(Q26) セックスに関する露骨な絵や写真や文章は、高校までくらの子どもには、見せないようにした方がよいと思いますか。それとも見せてもかまわないと思いますか。

見せないようにした方がよい	69.6%
見せてもかまわない	18.4
わからない	12.0

(Q27) 「セックスに関する絵や写真や文章などの表現は、まったく自由にすべきだ」という意見がありますが、あなたのお考えはどうでしょうか。この中ではどうでしょうか。

全く賛成	2.4%
どちらかといえば賛成	15.0
どちらかといえば反対	47.5
全く反対	21.6
わからない	13.5

以上の質問文により、(どちらかといえば反対 - 47.5%) (全く反対 - 21.6%) という回答を引き出している。「露骨な」という言葉を強調に用い、Q26で青少年を意識させつつQ27に誘導した結果であるが、この調査結果を一部の有力メディアはそのまま流した。1980年11月3日の各紙をみると、読売は「ポルノ解禁反対70%」と調査結果をそのまま記事にしている。これに対して同日の毎日「内閣広報室、調査結果を“勝手読み”」と事態を正確に分析した記事を掲載している。

< 調査結果の解釈の問題 >

NHKは毎年、「日本人の好きなタレント」という調査結果を公表している。人気タレントの浮沈は話題性が有り、メディアにもしばしば取り上げられる情報である。しかし、よく検討してみると、この調査は本当に日本人が「好き」なタレントを調査しているのかどうかという疑問が湧く。調査方法は対象者に葉書を送り、好きなタレントの名前を三名記入した上で返送してもらうという方法である。しかし、報告の中でも触れられているように、順位の変動は最近のテレビへの出演頻度に決定的に依存している(4)。ということはこのデータは「好き」かどうかよりは「頭に浮かんだ」という「想起率」

に近い性格を持っていると考えられる。「好き」ということは人々の意識の中で対象となるタレントに対する好意的な判断が把持されていることを意味する。従って「好き」という状態はある程度安定性があるものであり、去年と今年で好きなタレントが大幅に変わるということは考えにくい。通常の間人関係を考えてみると、他者に対する好き嫌いは時間軸の上で確かに変動はするが、それほど頻繁に大きく揺れ動くものではない。公表されているデータの変動の大きさ、最近の出演頻度との相関から見て、この調査は何か次元の異なるものを測定していると考えられる。また報告書の記述はタレントの順位の変動に触れているが、測定値に含まれる誤差の範囲からするとこの順位変動にはそれほど大きな意味はない。

このデータをTBS調査部が実施した「視聴者の心に残った好きなテレビ番組」の調査と比較してみると良い。首都圏の男女300名を対象とした調査では334の番組リストを提示し、回答を求めた。「3年B組金八先生」「刑事コロンボ」などが上位にランクされたこの調査結果は、リスト提示により、単なる想起率に陥るのを防いでいる(5)。

総務庁青少年対策本部は1999年11月に「青少年とテレビ、ゲーム等に係る暴力性に関する調査研究報告書」を公表した(6)。報告書は「青少年調査の目的は、テレビ番組やゲームに含まれる暴力シーンを視聴することが、青少年の暴力行為や暴力に関する意識に与えていると思われる影響について調べることにある。」と述べている。この報告書を受け、各紙はテレビの暴力シーンと青少年の暴力行為との関係が確認されたかのように報じた。たとえば1999年10月31日の朝日新聞は、「TVの暴力シーンよく見る子」と「殴る・喫煙・万引きなど経験者」という横見出しを上下にやや離して配置し、右側にその上下二行をつなぐ形で、「相関関係くっきり」という縦見出しを付けている。

この報告書でまず目に付く疑問点は、テレビの暴力シーンの視聴と非行・問題行動との関連データについて検定結果がほとんど示されていないことである。暴力シーンへの接触量が上位群、中位群、下位群と区分けされているが、各群の間で、暴力行為の経験率はそれほど際立っていない場合が多くみられる。朝日新聞に引用されたデータでも、相関関係がそれほど「くっきり」しているようには見えない。

石川 旺

問題としてさらに大きいのは、相関関係と因果関係の混同が見られることである。統計学的な分析の常識であるが、相関関係の分析は因果関係を立証しない。テレビの暴力シーンの視聴と非行・問題行動との「相関」が仮に確認されたとしても、それは「テレビの暴力シーンの視聴」が「非行・問題行動の原因である」ということではない。「非行・問題行動を起こしやすい性格特性」が「テレビの暴力シーンの視聴に向かわせる」のであるのかもしれない。因果関係は一方が他方の原因であることを示すが、相関関係は二つの要因が連動していることを示すのみで、原因と結果という関係の方向性までは検証しない。

様々な調査で、調査結果のデータの読み誤りは起きうるが、相関分析の結果の解釈の誤りは中でも初步的な誤謬に属する。そのような誤りを行政が犯し、またこれを伝えるマス・メディアも検証能力の不足から、誤った情報をそのまま広範に伝達した。

< 虚構の調査による人々の関心の惹起 >

これまで述べたのはデータを意図的に生み出すための歪んだ調査による世論操作の問題や、結果データの読み誤りの問題であった。そのような問題とはまた異なる次元で、別の問題も存在する。ここでは調査そのものが人々の関心を引く道具として用いられ、本来の調査のあり方からすれば、実施モラルの上からも、調査の意義からも極めて多くの問題を含む調査が大規模に実施されている。

選挙時における出口調査がその実例である。

最近では1996年10月の衆議院選挙の開票速報において、報道各社はそれぞれが実施した出口調査結果を最大限に活用し、大規模な速報合戦を展開した。対象者数で見るとNHKが全国で40万人規模、民放各社もそれぞれ20万から30万人規模の調査を実施した。調査結果から各社は党派別の獲得議席数を予測し、その予測値を午後6時の投票の締め切りの直後にいっせいに公表した。NTVにいたっては、午後6時前からカウントダウンを行い、6時と同時に予測値を報道するといったパフォーマンスまで行った。各局も間を置かずに予測値を公表し、この時間帯は各党獲得議席数予測合戦の観を呈した。

この点に関しては、これが選挙報道の定型として定着、拡大するようなことがあってはならないという問題提起を行ったが、事態は一向に改善の兆し

を見せない(7)。

日本だけではなく各国でも、出口調査が新しい技術として認知され、活用されるようになってきている。アメリカで出口調査が広く活用されていることは周知である。前回の大統領選挙では各候補が獲得した票の事後分析にまで、出口調査結果が活用されている。アジア圏でも韓国の1995年6月の統一地方選挙で、民放が法律違反を承知で出口調査を実施し、開票結果の予測的中させた例があった。

報道各社の今後の主流は出口調査になろうとしている。背景には放送各社の編成上の要請がある。従来の開票速報報道においては、午後6時の投票の締め切りから7時の第1回の選管発表までの時間帯が情報の空白になりがちであった。出口調査結果はこの時間帯の目玉にされている。

しかしこの調査は調査というものの本来の論理・主旨から見れば、極めて虚構性が強い。

そもそも調査とは何のために行われるのであるかを問うて見ればこの事は自明である。調査とはある大きな集団、つまり母集団について何らかの情報を必要とする時に実施されるものである。日常的に実施されている視聴率調査や各種の世論調査は、ある地域の人々や、ある階層の人々や、あるいは全国の国民といったように母集団を定め、その母集団の人々の意見や態度や行動を知るために、一定数のサンプルを選び出して調査を行っている。母集団の全員について調査するのは膨大な労力と費用がかかるので、少数のサンプルを抽出し、調べようとする事項についてそのサンプル内における分布を調べるわけである。そのサンプル内における分布から母集団全体のことを推測するために、サンプルを選び出す際に「無作為抽出」という技術が必要であり、その手続きによって得られた結果に統計学の理論を適用して全体の推測を行うことが可能になる。そこで得られるのはあくまでも「推測値」であるので、当然のことながら一定の「誤差」が含まれる。調査技術の上ではこの誤差の幅を出来るだけ小さくするために大きな努力が払われる。

繰り返し要約すれば、調査とは、多数について知りたいことがある場合に、一定の手続きによって少数のサンプルを抽出し、そのサンプルの観察結果に基づいて全体の状況を「推定」する方法であり、その推定には「計算できる

石川 旺

誤差」が伴うものである。

調査というものの本質はここにあり、これに照らせば出口調査というものの虚構性は明らかである。現在実施されている出口調査の目的は、「日本全国の投票結果の推測」である。あるいは投票結果に基づいた各候補者の当落、各政党の獲得議席数であろう。ところが投票結果はすべて午後6時の投票終了と同時に、全国の投票箱の中で確定している。集計が行われていないだけである。その投票箱の中に入っている票の分布を、膨大な費用と人手をかけて大規模な調査を実施し、推定しているのが出口調査である。票の分布は数時間後には公式に集計・公表される。先に述べた「母集団」という概念を用いるとこの場合、「母集団は全国の投票箱に入った中身」である。この母集団は数時間後に1の位まで正確に判明する。このような確定事項を推定する必要はない。結果判明を待てばよいのである。

従来型の選挙世論調査においても、この種のデータの虚構性はある程度つきまどっていた。数日から数週間前に選挙の終盤の情勢を分析する調査は、「投票終了後に明確に判明する事実を推定している」という意味では無用とも言える。しかし、これらの調査は、投票意向だけではなく、人々の投票動機や争点認知なども合わせて調査しており、調査の意義としては正当化できる部分もある。出口調査は、人々の投票結果のみしか把握しない。従って得られるのは虚構性を帯びたデータのみであり、調査の意義は無い。上記のような疑問に加え、出口調査には誤差の計算ができないという方法上の弱点があることも明確に指摘されている(8)。

選挙制度改革に伴い、放送各社の開票速報は大きく変化した。従来の中選挙区時代には各選挙区における競り合いの状況を刻々と変化する開票状況とともに報道し、他社に先駆けて当確を出すための競争が行われた。選挙民も日本各地の選挙区での状況を見つめ続け、個々の候補者の当落情報を受け入れていた。つまり、個々の候補者の当落が開票速報の中心であった。

しかし、前回の衆議院選挙の開票速報においては、中心は各党の獲得議席数であった。300もの選挙区があると、各選挙区における個々の候補者の当落は開票速報の中心になり得ない。選挙区の情報を北から南まで全国ネットでカバーすると、ひとつの選挙区を10秒でカバーしたとしても全選挙区を一巡するには50分かかる計算になる。このために今回の開票速報では注目選挙

区以外は各選挙区の動向はあまり取り上げられず、当確者名のみがフラッシュされる場合が多かった。代わって焦点となったのは各党の党派別獲得議席数であった。各社とも時々刻々、各党の合計当確者数を報道した。この間、各社の間で時間帯ごとの当確者数にかなりの差があったことは指摘されており、例えば朝日新聞の10月22日付紙面は時間帯別各社当確者数をまとめ、早い時間帯では民放各社が多く当確者を出しているが、午後9時を過ぎるあたりからNHKの当確者数が最多になった状況を示している。

だがこの時々刻々の当確者数合計にいったいどのような意味があるのだろうか。各社は各党派の最終獲得議席数を冒頭に明示したのであるから、途中経過の数字はあまり意味が無い。意味があるとすれば、「各社の予想が当たりそうかどうか」が途中経過によって予想できる」という意味であるが、こうなるともう情報が自己増殖しているに過ぎない。

このように考えるとわれわれは一体開票報道の何に関心を持っているのかという問題に直面してしまう。実はわれわれの情報行動の中には、メディアによって触発され、面白がらされてしまっている場合がしばしば見出される。さまざまな情報の中には実質を伴わないものも多くあるのだが、人々はメディアの作る雰囲気に乗せられ、関心をかき立てられ、興奮させられてしまう。開票速報もそのような性格を強めつつあるのではないか。そして出口調査という一見科学的な道具を報道各社は振りかざし、人々の関心を見当違いの方向に誘導しているのではないか。調査のモラルという観点からすれば容認し得ない状況が進展しつつあると考えられる。

< パロティング >

1998年2月26日の毎日新聞はクリントン大統領の不倫疑惑について、ニューヨーク・タイムズ紙とCBSテレビが行った世論調査の結果を伝えている。そこでは米国民の59%が「大統領がホワイトハウス元実習生と関係を持っていたかもしれない」とみなしていると報告されている。アメリカではこの種の世論調査が最近目立っており、O. J. シンプソンの事件のときも、シンプソンは有罪と思うかどうかという世論調査が行われた。このような事象について、世論調査を行うのにどのような意味があるだろうか。一般の人々は自主的に真相の判断をなし得る立場にはない。入手可能な情報はメディアによって供給されたものであり、人々はそのようなメディア情報に基づいて、雰囲気に

石川 旺

したがった回答をしているに過ぎない。アメリカにはアマチュアの一般市民による陪審員の制度があるが、ここで人々に求められている判断は陪審員に求められている判断とは異なる。陪審員は法廷で可能な限りの情報提供を受け、その上で市民的な常識に基づいた判断を求められる。一般の世論調査の回答者はそこまでの情報提供は受けていない。したがって回答は、単にメディア論調の受け売りになっている可能性が高い。

人々は意見を問われれば回答する。多くの人々は、他者の不倫関係や殺人の容疑について問われれば明快に述べる。しかしよく検討してみると、そこで表明された意見はメディアによって伝えられた情報をオウムのように口移しに繰り返しているに過ぎないのではないかと思われる。それでも人々は、それが自らの意見であるかのように錯覚し、回答する。そして人々のそのような行為傾向に付け込む形で、様々な問題に関する世論調査データが作られる。

1985年9月にNHKが実施した調査の中に下記がある(9)。

(Q22) ところで日航ジャンボ旅客機の事故ですが、事故に一番つながりが深いと思われることはどのようなことでしょうか。

1	会社の過密ダイヤ	9.4%
2	機体整備の手抜き	58.6
3	操縦技術上のミス	1.6
4	機体の安全性に問題	24.3
5	その他	0.8
6	わからない、無回答	5.4

このデータは人々が世論調査に回答するときの重要な問題を端的に示している。航空機事故の原因の確定は高度に専門的な技術を要する作業であり、通常は結論に達するまでに長い年月を要する。機体製造会社と航空会社の利害が常に対立し、機体の欠陥を主張する航空会社と操縦ミスを主張する機体製造会社の論争が起きるのが常である。しかし、日航ジャンボ機の場合は異例の短期間に事故原因の着落を見た。以前に起きた破損事故の修理不十分が

原因とする結論は、操縦ミスではないとする航空会社を満足させ、また事故原因は当該機のみに起因するもので、同一機種すべての問題ではないという意味で、機体製造会社にも受け入れ可能なものであった。マス・メディアの報道もそうした結論にいたる流れに従っていた。調査に表れた回答は、世の中に流布されていた説をなぞっている。一般の人々は、事故原因を判断し得る立場にはない。にもかかわらず、人々は、判断できるかのように錯覚し、回答した。「わからない、無回答」とした人々は全体の中ではわずかであった。

1997年に全国の1,214人を対象として実施された調査の中に、行政改革に関する質問項目があった(10)。83.9%の回答者は改革が必要であると答えた。その中で50%が政府役人の数を減らすべきだと考え、44.2%が省庁の数を減らすべきだと回答した。しかし、どの省庁がその役目を終えたかと質問されたときに、39.7%は回答出来なかった。これらの人々は、行政改革の必要、省庁再編の必要といった争点の存在は知っていたが、その具体的内容は熟知しておらず、メディアが提示した枠組みにしたがって必要と回答したものと考えられる。

1993年に全国の1,488人を対象とする調査で現代における病気で最も脅威になっているものは何かという質問が行われた(11)。回答の第一位は癌であり、第二位はAIDSであった。若者層の間ではこの順位は逆転し、50%以上がAIDSが最も脅威であると回答した。その時点における日本のAIDS感染者は約400人であり、その多くは血友病の血液製剤の汚染による被害者であった。感染者の数字のその後の増加は1996年までに600人に達した。1997年の統計では世界におけるAIDSの死者数が約230万人に達した。このことを考え合わせると、日本の社会環境においてはAIDSの危険性は他の諸国の場合よりは低く押さえられてきたと言えよう。事実、この調査でも実際の感染の可能性について、わずかに1.6%が強い不安を表明している。このことは脅威としてAIDSを挙げたことと矛盾している。1980年代は厚生省主導によるAIDSキャンペーンが大々的に行われた時期であった。脅威としての指摘はこの厚生省キャンペーンをそのままなぞったが故と解釈される。

このような人々の意見表明に関する問題を明確に指摘したのはE・フロム

石川 旺

である。彼は「自由からの逃走」の中でメディアに誘導された偽の思考について述べている(12)。彼が例として用いたのは天気予報に関する漁師と避暑客二人の意見である。海辺にあって漁師は長年の経験から雲行きを眺め、その後の天候を予測し、意見を述べることができる。避暑客の一人は、自らが天候の予測に関してはまったく能力を持たないことを認識しており、「メディアが伝えた情報として」天候予測に関して発言する。ここには、自己認識とメディア情報に関する弁別の双方が確立している。もう一人の避暑客は、「自らの意見と錯覚しつつ」メディアが伝えた天候予測を得々と述べる。

現在問題となっているのは、この最後のケースである。我々の日常においても、このような例は多く見られる。さまざまな争点に関して我々が持っている意見は、よく吟味してみると単にメディア論調をオウム返しにしているに過ぎず、細部にわたっての自身の検討が欠如していたり、はなはだしい場合には具体的な内容に関する知識を欠いていたたりする場合がしばしば観察される。

最近の日本においては、人々の争点認知の低下がさまざまなデータに現れている。また、関連して有効性感覚の低下も観察される。そうして状況の中で、人々が世論調査の質問に対してメディア論調を受け売りする「パロティング」で答える場合が増加してきているのであろう。

「パロティング」の増加は二つの側面から対処される必要がある。一つは、争点に関する人々のそうしたあり方が、民主主義的なシステムの実効性を奪う可能性である。現代の社会状況においては人々の民主主義的な熟慮プロセスが様々な危機にさらされる。巨大化したメディアも、人々の熟慮を妨げる方向に機能しているのではないかという指摘もある。今日必要なのはシステム全体に対する我々自身のありようを問い直す作業である。

もう一つは世論調査実施に際しての留意の必要性である。人々が「パロティング」する可能性を常に念頭に置き、得られた回答が真に人々の熟慮の結果であるのか、それともメディアのパロティングであるのかを見極めなければならない。今日、人々の関心があまり高くないと思われる争点に関する世論調査において、しばしば用いられる方法は、質問文の中で懇切に争点内容を説明し、その上で回答を求めるやり方である。

下記はその一つの例である。

(Q11) サマータイム制度を導入すれば、照明に使う電気の節約などにより省エネルギーに役立つとされるほか、会社などの終わった後(いわゆるアフターファイブ)に、明るい時間が増えるため、ゆとりが生まれ、ボランティア活動などが活発化すると期待する人もいます。しかし、一方で、時刻合わせが面倒であったり、残業時間が増える恐れがあるなどと心配する人もいます。あなたは、サマータイム制度を導入することについて、どのように考えますか(13)。

このような方法は、関連するメディア情報の想起から「パロティング」に結びつく可能性が高い。ここに優勢なメディア情報と世論調査とを結合させた「正当化の手法」が蔓延する素地がある。パロティングは人々の側の問題であるが、調査者の側がパロティングに付け込む形でデータ収集を行うことは抑制されるべきである。

(注)

- (1) 『月間世論調査』1999年3月号、pp. 108-109
- (2) 『月間世論調査』1982年6月号、p. 28
- (3) 内閣総理大臣官房広報室『世論調査報告概要 / 犯罪と処罰等に関する世論調査』1980年10月、pp. 40-41
- (4) 斎藤喜彦、遠藤尚子「分散化・多様化するタレントの支持層」『放送研究と調査』1999年2月号、p. 40
- (5) TBS調査部「視聴者の心に残った好きな番組」『調査情報』1992年7月号、pp. 2-8
- (6) 総務庁青少年対策本部『青少年とテレビ、ゲーム等に係る暴力性研究報告書』1999年9月
- (7) 石川旺「出口調査へのこれだけの疑問」『放送レポート』No.144, 1997年1月、pp. 16-20
- (8) ibid.
- (9) 「くらしと政治」調査単純集計結果、『放送研究と調査』1985年11月号、p. 67
- (10) 「行政改革に対する国民の意識」調査単純集計結果、『放送研究と調査』1997年11月号、p. 32

石川 旺

- (11) 「エイズについての意識調査」単純集計結果、『放送研究と調査』
1994年10月号、p.70
- (12) From, Erich. Escape from Freedom. Winston, 1941,
pp. 190-194.
- (13) 『月刊世論調査』1996年8月号、p. 38

米国の地上波テレビ・デジタル化

次世代テレビの放送標準と伝送方式をめくって揺れた放送業界

金山 勉

はじめに

米国が地上波テレビのデジタル化を前面に押し出し、それが放送局のレベルで実施段階に入って、早いところでは、およそ2年あまりの歳月が経過しようとしている。地上波デジタル放送については、特にイギリスと米国が先行して、日本がその後を追うという状況になっている。高画質、高性能なテレビの開発という点では、日本が開発したMUSE (Multiple Sub-Nyquist Smampling Encoding) 方式のHDTVが、はるかにその先を走っていたという指摘もある。その一方、1990年代になって、米国放送業界ではコンピュータ技術の発達とともに、将来のテレビはデジタル化技術をベースにしたものにするとの方向が示されたのである。

本論文では、地上波デジタル放送について先進的に取り組んでいる日米欧3地域のうち米国のケースに焦点をあてた。全体的な流れを概観すると、まず歴史的な流れの中で、地上波テレビ放送のデジタル化がどのような経緯をたどって今日のような状況に至ったのかを見てみる。この際、世界的な技術標準 (International Standard) についても言及し、デジタル技術というものがどのように政治的、経済的な思惑を含んでいたものであったかの背景について触れる。さらに、およそ10年をかけて今日の放送デジタル化の構図を作った日米欧3地域の状況について簡単にまとめてみた。なお、ここでは主に地上波のデジタル化に焦点をあてており、特に欧州では唯一、先進的にこれに取り組んでいる英国を念頭においていることを断っておく。

論文の中心をなすのは、米国の地上波デジタル化についてである。本文中では、まず、米国の地上波デジタル化に際し、次世代テレビ (Advanced Television) の標準を決定したが、そのプロセスや今日の大規模なメディア合併をもたらすきっかけとなったという評価のある1996年通信法との関係などについて、歴史的な観点から総括する。この際、FCCのドキュメントや新聞、ジャーナルなどの2次的資料を使用した。米国では、次世代テレビの技

術標準とともに、デジタル放送電波を伝送する変調方式についても決定されたが、これに対して民間の放送事業者サイドから異論が唱えられた。デジタル・シグナルの伝送変調方式の是非に関して、放送業界にさまざまな意見が存在することを受けて、筆者は1999年8月から9月の1ヶ月間、地上波デジタル放送に移行した放送局を訪問し、デジタル伝送方式問題についての聞き取り調査をおこなった。ここでは、地上波デジタル放送に世界でも先行して取り組む米国で、このような技術基準についての議論が巻き起こった背景などについて、訪問インタビューの結果をまじえながら考察することとする¹。

本論文の流れの中で常に中心的な命題として意識されるのは、技術標準 (Technology Standard) である。米国の次世代テレビ標準の決定に際して一つのグループにまとまって一致して技術標準をめざすグランド・アライアンス (Grand Alliance) 方式がとられ、次世代テレビの技術標準が策定されたことは、画期的な出来事であった。これは自由競争社会の米国にあっては、まれなケースといえることができる。しかし、この一枚岩の結束は、放送事業者が伝送アンテナから電波を発信し、これを変調する際の技術基準については維持できなかったのである。技術標準とはそれほどに、政治的、経済的な思惑を含んだものであるということが指摘できると考える。

技術標準と世界の放送デジタル化

各国政府や多国籍メディア企業 (Transnational Media Corporation-TNMC) などにとって、放送分野だけでなく、あらゆる産業分野で技術標準を獲得することは、国際的な影響力を持つことにつながり、同時に市場戦略を立てる上で重要である。この視点から、まず「標準」が持つ意味合いについて、技術的な側面と政治、経済、文化的な側面からこれを考えてみる。標準化がもたらすものを考えてみると、特に経済的な効率性がイメージされるが、ここでは、これがどのような社会的な意味合いを含んでいるのかについても同時

¹ 米国の放送事業者への訪問調査は、平成10年度放送文化基金の研究助成「地上波デジタル化 - 米国からのレッスン」によって可能となった。インタビューのアレンジに関しては、インディアナ大学テレコミュニケーション学部、およびワシントン州立大学コミュニケーション学部の非常勤教授で、Sony執行役員待遇顧問、東京ドーム米国法人社長の北谷賢司氏、日本テレビ放送網新調査企画本部の桂暢生参与、Ohio大学テレコミュニケーション研究所のDon Flournoy所長らの協力を得た。

に、考察することとする。

次に、放送分野について日米欧の次世代テレビをめぐる放送技術に関する標準化への取り組みが、現在の状況とどのような形でつながっているのかを概括することとする。

標準化 (Standardization) がもたらすもの

コミュニケーションにおける技術的な動向を分析する際、もっとも意識されるのが、国際標準 (International Standard) である。今日では、デ・ファクト・スタンダード (既成標準) などのように市場で優勢な勢力を保つものが標準となる傾向もあるが、通信や放送の分野では国際電気通信連合 (International Telecommunication Union-ITU) が電気通信の合理的な利用のために国際協力の維持と増進を図る立場から、重要な調整の役割を果たすことも考えられる。一般的にスタンダード (Standard) といえば、「ある製品や行動、実行段階について国内的、国際的に産業や専門家、貿易、政府組織などによって承認されたものである」とされている。「標準」といった場合には市場を支配する事実上の標準 (デ・ファクト・スタンダード-de facto Standard) などは含まないとされているが、一般的には、一つの定型的な質的ないしは、量的な形態をさすことが多い。たとえば、移動体電話システム標準、データ暗号化標準、技術標準などである²。この場合はまさに、政治的な思惑がぶつかる場でもあり、1986年、ユーゴスラビアのデュブロニク (Dubrovnik) で日本が米国を巻き込んで推し進めた、MUSE方式による高精細テレビ (HDTV) を世界標準にしそこなった例がある³。

技術標準は、国際的な観点からだけでなく、国内的にも、産業界の多くの業界関係者を巻き込むものである。技術標準が、業界の勢力を拡大する一助となれば大歓迎であろうが、一方で、これが自分達の利益を妨げるようであれば、反対する勢力が形成され、既存の流れを阻止しようとするのも当然であろう。テレビに係わる統一基準設定の失敗については、ITUの常設機関である国際無線通信諮問委員会 (International Radio Consultative Committee-CCIR)

² Martin H. Weik, Communications Standard Dictionary (New York: Chapman & Hall, 1996) 942.

³ Michel Dupagne and Peter B. Seel, HDTV: High-Definition Television A Global Perspective (Ames: Iowa State University Press, 1998) 8-9.

において「625本の走査線」が世界的な合意に至らなかったケースがある。結果として1966年6月の時点で、世界には3つの相互互換性のない3システム（NTSC-National Television System Committee方式，SECAM-Séquentiel Couleur à Mémoire方式，そしてPAL-Phase Alternating Line方式）が存在することになったのである⁴。

標準というものを社会学的な側面から考えてみるとどうであろうか。フランスの社会学者エラルは、標準化（Standardization）を考える際にイタリアの経済学者であるベルトリーノの論が示唆を与えてくれるとしている。標準化は、2つの理由で民主的な効果を持つというのである。第一に、製品の価格を下げる、結果として消費が増加し、社会福祉的な効果が広範にもたらされ、一般市民の生活はより平準化されるというのであり、二つ目には購入可能な商品の種類を減らすことにより、市場に多様な要素が減り、商品などの選択が制限されるというものである⁵。

ここでは、米国の大量生産（Mass Production）のコンセプトが典型的な例として考えられる。エラルによれば、フォードが自家用車の大量生産に入った時、何千という労働者が一つの組立てライン沿いに立ち、これによって民主主義的な観点からいふところの大衆への贅沢品（自分自身の交通手段）が一般市民の手に届くものとなったというのである。しかし、大量雇用の一方で発生する可能性がある、これに参加できない人たちの雇用問題、つまり失業の危険性も考え合わされなければならない。

ベルトリーノは、技術が民主主義の促進にそのまま貢献するとは素直に言いきれず、例えば、自家用車を手に入れる値段が大量生産によって大幅に下降したとしても、失業問題などの社会福祉的な問題が増加することになれば、それは社会的な前進にはつながらないのであるとしている⁶。このような状況下では、標準化を促進するために政府機関などの仲介が必要となるのであり、ここにはその利益分配をめぐる政治的な要素が多分に入ってくることは明らかである。エラルは、ベルトリーノの言う「民主的」なニュアンスは一般的に考えられている「民主的」ニュアンスとは違うと指摘しており、「技術」は「民主的」なものより、実は「独占的」なものへ向かう「矛盾」

⁴ Ibid.

⁵ Jacques Ellul, *The Technological Society* (New York, Vintage Books, 1964), 210-213.

⁶ Ibid.

を抱えていると考えている。

世界的視野から見た放送デジタル化の背景

高精彩を可能にするテレビの開発に関して、日米欧の3地域が中心プレーヤーとなってきたことは事実であり、1960年代の半ばから1997年の半ばまでの間、特にHigh Definition Television (HDTV) の世界的な標準について、様々な議論が現れては消えていったのである。

HDTVの世界標準を追う際に留意しておかなければならないのは、この技術が、元来アナログ技術をベースに考えられたということである。1980年代に入って、日本のNHKを中心として開発されたHDTV技術は世界の先端を走るものであった。しかし、1986年、世界の統一技術標準にさえなると呼び声の高かった日本のHDTV技術は、デュプロニク会議で一転して辛酸をなめることになる。その後、米国では米国式デジタル・テレビ (Advanced Television-ATV) の標準を模索し始め、一方のヨーロッパでは、かねてよりアナログ技術を主体としてヨーロッパ独自に進めていたMultiplexed Analog Components (MAC) システムが頓挫し、デジタル・テレビへの取り組みが本格化することになるのである。この流れの中で、日本はアナログをベースにし、一時は世界の先端を走っていると見られたMultiple Sub-Nyquist Sampling Encoding (MUSE) システムの再考を求められるようになるのである。

実際の放送システム運営に関しては、1996年7月に英国でデジタル放送導入についての内容を盛り込んだ1996年放送法が成立し、それからおよそ2年あまり後の、1998年9月から英国放送協会 (BBC) がデジタル地上放送を開始した。これに続いて、米国では1996年末から1997年春までの間に地上波デジタル化に向けて技術標準や法制度を固め、周波数の割当て段階を経たのちに早い局では1998年1月から地上波デジタル放送を開始している。

米国Consumer Electronic Manufacturers Association (CEMA) の調べによると、米国で地上波デジタル放送の一番乗りとなったのはKITV (ABC系列で Hearst-Argyleグループの Honolulu局) で1998年の1月からスタート、さらに同じ年の9月にはKCTS (PBS-Public Broadcasting Service の Seattle局) とWTHR (NBC系列で Dispatchグループが所有する Indianapolis局) の2局がデジタル放送を開始、翌10月にはKTLA (WB系

金山 勉

の Los Angeles局), KNBC (NBC直営 - Owned&Operated局と一般的に言い, 略称O&Osという - のLos Angeles局), WTXF (Fox系列のPhiladelphia局), WCVB (ABC系列で Hearst-ArgyleグループのBoston局), WXYZ (ABC系列でScripps HowardグループのDetroit局), KOMO (ABC系列でFisherグループによる Seattle局), KING (NBC系列で Beloグループが所有する Seattle局), KATI(ABC系列でFisherグループが所有する Portland局), WMVT (PBSのMilwaukee局) が早々にデジタル放送へ移行している⁷。

米国では現在, ネットワーク局がデジタル放送番組を系列局に供給しており, 1999年の秋から映画や人気のあるナイト・ショーを中心にHDTVによる番組提供を徐々に本格化させており, ニューヨークのロックフェラー・センター内設備に放送センターを構えるNational Broadcasting Company (NBC) のデジタル放送番組送出センター (写真1) から全米に向けて番組が送り出されている。



写真1 NBCニューヨーク本社のデジタル放送センター
(手前はPeter Smith技術担当副社長 筆者撮影)

⁷ Consumer Electronics Manufactures Association, "Stations Broadcasting Digital Signals," DTV Guide (August, 1999), 4.

高精細度・高品位テレビの開発に関連して世界の中心プレーヤーであった米国、それにヨーロッパの中で一步抜け出した英国がデジタル放送に着手したことから、日本でもこの流れに乗り遅れまいとして、日本独自のデジタル化へ向けた将来図が描かれてきた。その結果、日本では本格的な放送の取り組みとして、地上波よりも先に、衛星放送システムがデジタル化されることとなったのである。日本においてデジタル化に先鞭をつけたのはCS放送であり、従来はケーブルテレビ局用の配信目的に利用されていた通信衛星（Communication Satellite-CS）が、放送法の改正によってテレビ視聴家庭に直接番組を伝送できるようになったものがこのシステムの基礎となっており、1996年（平成8年）6月からサービスを開始している⁸。表1に示したとおり、これから遅れること4年で日本は放送衛星を使ったデジタル放送に取り組む予定で、現在のところ2000年（平成12年）12月に放送衛星によるBSデジタル放送がスタートすることになっている⁹。

これに続いて、2003年（平成15年）には地上波放送もデジタル化されることになっており、デジタル化をめぐる日本の放送システムの進捗状況は欧米と比べても独自のペースになっていることがわかる。日本では1996年あたりから、先行する欧米の地上波デジタル放送移行の動きに対して、デジタル化を急ごうというムードが芽生えてきた。しかし、現在使用しているアナログ放送用の周波数帯域と、新しく割当てる予定にしていた、デジタル用の周波数との間で電波障害（Interference）が発生する恐れが出てきたことなどを受け、当初予定されていた周波数の割当てに関する利用計画の策定を2001年末までにまとめると発表した。このことにより全体計画は少なくとも2年半程度遅れることとなった¹⁰。

⁸ CSによる直接番組伝送サービスは、1989年に民間衛星を利用してCATV・共同受信アンテナ向けの番組供給会社8社などで設立したスカイポートセンターが、一般の家庭も含めたサービスを提供することを発表したものがそもそもの起り点であるとされている。大森幸男『放送界この20年（下）』（新聞通信調査会、1994年、249頁）参照。

⁹ 放送行政局長定例記者会見資料（郵政省：2000年1月17日）

¹⁰ 「デジタル放送 BSに脚光-業界内の勢力図に変化も」日本経済新聞（1999年7月5日、15頁）

表 1 放送のデジタル化のスケジュール¹¹

放送種別	放送サービス開始 予定時期等	電技審答申時期	電監審答申時期
C S デジタル放送	平成 8 年 6 月	平成 7 年 7 月	平成 8 年 2 月
B S デジタル放送	平成12年12月	平成10年 2 月	平成10年 4 月
地上デジタル放送	平成15年	平成11年 5 月	平成11年11月

米国でのテレビジョン標準に関する決定プロセス

米国でデジタル技術を放送へ適用する流れが出てきた際、これは革命的だといわれた。それを支えたのが、デジタル圧縮技術であり、これは映像を含むデータファイルを比較的処理しやすいサイズに出来る。映像情報は予想をはるかに上回る伝送帯域と容量を必要とするもので、典型的なフィーチャー・フィルムで最高21万6千メガバイト、CD-ROMにすれば360枚分にあたる。この中で、1990年代初頭に登場したのが、JPEG (The Joint Photographic Experts Group) と MPEG (The Moving Pictures Experts Group) の2方式である。特に、MPEG方式は国際的な圧縮方式の一つとして、動画に強みを持つものである¹²。

米国内では1998年11月から地上波デジタル放送への移行が本格化したことを受けて、全米の放送事業者の多くがこれに取り組んでおり、地上波デジタル放送に関する技術標準については国際的な標準の獲得をめぐる競争だけでなく、国内でも自らが起業した事業の発展性などを折り込んだ関連事業者の間にさまざまな思惑が渦巻いたのである。ここでは、地上波デジタル化に至る過程の中で発生した次世代テレビの標準の決定までの流れを総括することとし、その中でもポイントとなるものに注目した。

¹¹ オンライン・ソース

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/housou/000117j701.html> (アクセス年月日:2000年1月31日)

¹² Ron Goldberg, "The Big Squeeze: Digital Video Compression Technology," Popular Science Vol. 243 (Nov. 1993) pp.100-103.

ACATSの誕生とその影響

米国のデジタル方式による高精細度・高品位テレビ（Advanced Television-ATV）を開発する局面では、未来のテレビ標準を決するため、競合していたライバル・グループ各社が最終的に一つにまとまるというケースが起きている。いくつかの政治・経済的な諸問題が議論される一方で、将来のデジタルテレビの標準がさまざまな形でテストされ、その中から新たな方向性が出てきたことは注目に値するが、この中でACATS（the Advisory Committee on Advanced Television Service）の果たした役割は大きい。

ACATSは1987年11月に、FCC委員会が設置したもので、これには放送業界、ケーブル・オペレータ、電子機械工業界、政府関係者ら25人がメンバーとして招かれた。このとき委員長として就任してのが、FCCの前委員長であったリチャード・ワイリー（Richard Wiley 1974年～1977年）であり、これには、計画（Planning）小委員会、システム（System）小委員会、計画実施（Implementation）小委員会の3つの委員会が設置され、ATVに関する技術的、経済的な問題について検討を加えることとなった¹⁴。

FCCは1993年の5月21日を締め切り日として、ATV方式の開発に加わる企業として統一の開発グループを組むか、それとも新規に一連の技術テストを行うにあたって一件あたり85万ドルを支払うかの決断を参加業者に迫った。この結果、期限日の直前になって、General Instruments（GI）/Massachusetts Institute Of Technologyのグループ、ZenithとAT&Tグループ、それにPhilips/Thomson/NBC/Sarnoff研究所の3グループは全グループが連合してグランド・アライアンス（Grand Alliance）を組むこととなった¹³。

米国内で採用されたグランド・アライアンス方式は、米国のATV標準を設定する際の根幹をなすものであり、ACATSは1995年の11月、6つのHDTVフォーマットを候補としてあげた。まず第1に（1）一秒あたり20、24、それに60フレームで構成される（以下フレーム・レートと言う）プログレッシブ方式のもので、一走査線上にあるピクチャーエレメントの数が1280

¹³ Joel Brinkley, *Defining Vision: The Battle for the Future of Television* (New York: Narcourt Brace & Company, 1997) 230.

¹⁴ ACATSはHDTVの伝送技術基準などをめぐって、これを監視する立場にあり、FCCに対して定期的にアドバイスを行ってきた。当然のことながら、ACATSは放送基準の設定についてこれを承認する権限は持ち合わせていない。

金山 勉

で、走査線の数720のもの、次に(2)フレーム・レートが24ないし30で、ピクチャーエレメント数が1920で走査線が1080のプロGRESSIVEのもの、最後に(3)フレーム・レートが一秒間に60で、ピクチャーエレメントが1920で走査線が1080本のものであった¹⁵。この時点において、米国では高画質、高精彩のHDTVに対する全面的な移行が意図されていたのであるが、その一方で、ACATSは提言の中に、HDTVではない標準的なデジタルテレビ・サービスを含みとして残していたのである¹⁶。

FCCによる政策決定過程への関わり

米国では1995年の12月に聴聞会が開催され、ATVの主要な解決されるべき課題が取り上げられた。当時のリード・ハント(Reed Hundt 1993年～1997年)FCC委員長のもとで浮かび上がった問題は主に以下の7点であった¹⁷。

1. セカンド・チャンネルの競売について：放送のデジタル化にともない既存の放送業者に与える新たな周波数(6 MHz)は、「無償での贈り物」になるとの議論があり、連邦政府にとっては、既存の放送業者がセカンド・チャンネルとなる周波数スペースを獲得するに際し、これを競売にかけ、高い価格で入札した者に対して与えれば、大きな収入源としてあてに出来るという考え方があった。

2. 標準テレビ放送(Standard-Definition Television-SDTV)か高精彩度放送(High-Definition Television-HDTV)か：この問題はテレビ放送事業者の放送標準を高精彩度・放送番組にするのか、それとも放送業者にある程度の裁量を認めて、HDTVより劣るSDTV放送も認めるのかが議論的となった。デジタル技術によって放送業者はSDTV放送フォーマットで複数の番組を放送することが可能となった。これは、現在のNTSC標準放送と同等かそ

¹⁵ FCC Advisory Committee on Advanced Television Service, "Digital HDTV Test Results," Press Release) November 28, 1995.

¹⁶ ACATSでは、High-Definition Televisionより質の劣るLower-Definition Digital Standards(例えばStandard Television Service-SDTV Service)を頭の中に描いていたようである。

¹⁷ Federal Communications Commission, "Advanced Television Systems and Their Impact on Existing Television Service," MM. Docket No. 87-268, En Banc Hearing (December 12, 1995)

れよりもよい画質を提供できるのである。

3. 放送業者がメディア市場で競争力を持ち得ること：デジタル標準を決定するにあたり、地上波のテレビ放送が、他のメディアと競争し得る可能性をもたらすことが必要となる（他のメディアとは、例えばケーブル、直接衛星放送、ワイアレス・ケーブルなどデジタル技術を使用しているものの、特にFCCの承認を特に、必要としないものを指す）。

4. 一般の消費者が新しいデジタル受信システムに買い替えること：FCCが開いた公聴会では、果たして消費者がデジタル技術による新しいテレビ・セットに買い替えるだろうかという問題が取り上げられた。特に、市場がデジタル・テレビを受け入れるのにどれくらいの時間がかかるのかという点が話題となった。

5. テレビとコンピュータの間での相互運用性：デジタル技術による放送標準が、コンピュータ技術と親和性を持つことができるかどうか最後まで問題として残った。

6. 新しいデジタル放送標準を実施するための費用：公聴会ではATVへの移行にどれくらいの費用がかかるのかについて、関心をもって議論された。というのも、この問題は新しくテレビを買い替える消費者だけの問題ではなく、デジタル放送電波を送出する放送事業者の伝送設備の新規購入などの面でも費用の負担を迫るものだからである。

7. デジタル・チャンネルで何を放送するかなど、FCCの番組内容基準：FCCが取り上げた問題で、デジタル・チャンネルが、どのような放送番組を提供するのかということであり、放送事業者がデジタル地上波放送事業で公共の利益義務をどのように果たすことができるのか、またケーブルテレビなどでデジタル地上波放送番組の再送信を求めるルール（Must-carry Rules）についてどのような形で折り合いをつけることができるのかについて議論された。

これら7つのポイントは、公聴会で、際立って議論されたものであり、もちろんこれによってFCCが正式な決定をするものではない。しかし、これは連邦が次世代の高度テレビジョンに関する政策を決定するために踏まなければならない段階の一つであった。

セカンド・チャンネル無償（Giveaway）問題の顕在化

FCCの公聴会では、大きく7つのポイントがデジタル地上波放送への移行の段階で課題としてあげられたが、この後、既存の放送事業者に与えるデジタル用電波のための周波数帯に関連して、二つの解決されるべき問題が残された。

第一に、デジタル放送シグナルを現在のアナログ放送と同じ6MHzの帯域幅の中で伝送できるかということである。米国で採用されているアナログのNTSCシグナルは現在のところ、与えられた周波数の全幅を使っているが、ATVの開発に参画したグラント・アライアンスの技術者たちはデジタル技術がもたらした帯域圧縮技術（Digital Compression Technology）によって複数のチャンネル放送サービス（最大6チャンネル程度）を提供できるであろうと考えていたのであり、逆に言えば6MHzの帯域をもっと切りきざんで使いたいと希望していた¹⁸。当時のハントFCC委員長はニューヨーク・タイムズの取材に対して「周波数の使用に柔軟性を持たせるという論理は、放送業者が市場の要求にしたがって番組の内容や画質を規制するということから開放されるべきだということになるだろう」と述べている¹⁹。「HDTVをデジタル放送で」という議論が数年続いた後に、米国の放送事業者はACATSが推めたSDTVの可能性に飛びついたのである。

第二の重要な問題は、セカンド・チャンネル用に与えられる空き周波数を他の放送事業者と交換するというよりも、むしろ、競売にかけて決めたらどうかというものであった。共和党議員の中からは、連邦への収入源となる可能性があることを指摘し、競売を推し進めるように求めるものも出てきたのである。この問題は1996年の通信法（The Telecommunications Act of 1996）制定の際、ボブ・ドール（Bob Dole）上院院内総務が「米国が放送事業者たちに周波数を貸し与えて、それによって彼らがさらに利益幅を広げるのはどうかと思う。でも、彼らはレンタル料を払うことをフェアだとは思っていないようだ」と競争入札を好ましいとする発言をしている²⁰。この時の議論

¹⁸ Fritz Jacobi, "High Definition Television: We've Come a Long Way," *Television Quarterly* (1997) 4.

¹⁹ *Ibid.*

²⁰ "Dole Steps Up Criticism of Telecommunications Bill," *The New York Times* (January 11, 1996) D2.

は多分に政治性を強めていた。当時は連邦の財政赤字が深刻な問題としてとらえられており、均衡予算（Balanced Budget）の必要性を共和党各議員が口々にとなえていた。その中には周波数の競売は、700億ドルの赤字削減に貢献するだろうと主張するものもあったのである²¹。1996年の1月末までに、ドール上院議員は周波数の競売についてその主張を後退させているが、それでも彼は「この問題は将来、別の法案に形をかえて予算問題とは切り離れたかたちで議論される必要がある」としており、FCCに対して、「デジタルの放送免許を与えるに際して、議会の蔑ろにするべきではなく、また次世代の高度テレビに関する標準を認定するときには、事前に議会が周波数問題について解決の糸口を見つけるのを待っておこなうべきである」と警告している²²。

議会のこのような動きとは正反対に、放送事業者はデジタル放送チャンネルについて、なるべく柔軟性のある対応が出来るよう望んでおり、HDTVの放送にセカンド・チャンネルとして与えられた周波数帯域をすべて使うよりも、デジタル放送用周波数として与えられる6MHzの帯域幅を有効活用してSDTV放送による複数チャンネル・サービスの余地を残しておきたいと考えたのである²³。

1996年通信法（The Telecommunications Act of 1996）

1996年通信法の最終的な法案は、周波数帯域の競売部分を除くなどして1996年の2月に通過した。この中には、FCCが次世代テレビジョン（Advanced Television-ATV）標準を実行段階に移すことについて広範な規定が盛り込まれている。また、この頃からATVという表現が変化して、デジタルテレビ（Digital Television-DTV）という言葉が使われるようになった。DTVに関連して通信法の中で示された内容は以下のとおりである。

1. セカンド・チャンネル付与の適格者資格は既存の放送事業者に限定する²⁴

²¹ “Telecom Bill May Sidestep Sticking Point,” The New York Times (January 25, 1996) D8.

²² “Dole Frees Communications Bill for Vote,” The New York Times (February 1, 1996), D7.

²³ “Quest for Sharper TV Likely to Bring More TV Instead,” The New York Times (July 10, 1995) D8.

²⁴ Telecommunications Act of 1996, 47 U.S.C. 336 (a)(1).

2. 放送業者による補助的なサービス（例えば、SDTVによる複数番組サービスをするなど）について裁量権をもたせるなど）を認める²⁵
3. 補助的なサービスの供給についてはFCCが採用した技術的な伝送標準の範囲内で実施すること²⁶
4. 地上波放送が現行のアナログ・システムからデジタル・システムへ完全に移行した時点で、セカンド・チャンネルをFCCに返還すること²⁷
5. どのような新しい放送サービスを行うにしても公共の利益義務に関しての必要条件を満たすためFCCの指導に従うこと²⁸

この通信法は「いつ、どのように地上波テレビ放送におけるデジタル標準を適用させるのか」の決定について、FCCにかなり柔軟な裁量権を与えているように見える。タイムのラトネサー記者は、「1996年通信法は放送事業者に白紙委任状を渡したようなものである。というのも、彼らが現行のアナログ・シグナルによる放送の質よりもよいものを提供する無料チャンネルを1チャンネル放送している限り、どのような番組・サービスも提供できるようになったのだから」と、1996年通信法が放送業界に与えたインパクトについてコメントしている²⁹。

テレビとコンピュータ間の相互運用性（Interoperability）と公共の利益

1996年通信法が通過したのち、FCCはデジタル・テレビに関する標準の採用を前にした最後の段階に向けて進んだ。しかしながら、ここで問題としてあがったのが、既存の放送業界とコンピュータ業界との思惑の衝突であった。それを象徴するのがインターレス（Interlace）方式³⁰とプログレッシブ（Progressive）方式³¹をめぐってのやり取りである。まず、コンピュータ業界からはマイクロソフト（Microsoft）、アップル（Apple）、それにコンパッ

²⁵ Ibid., 47 U.S.C. 336 (a)(2).

²⁶ Ibid., 47 U.S.C. 336 (b)(1).

²⁷ Ibid., 47 U.S.C. 336 (c).

²⁸ Ibid., 47 U.S.C. 336 (d).

²⁹ Romesh Ratnesar, "A Bandwidth Bonanza," Time 150 (September 1, 1997) 60.

³⁰ 飛び越し走査のことである。1画面の走査を完了するのに、垂直方向に走査を複数繰り返す方式である。情報通信研究会『情報通信用語辞典』（ぎょうせい、平成4年）、289頁を参照。

³¹ 順次走査のことである。垂直方向に走査を1回おこなうことによって一画面の走査を完了する方式である。情報通信研究会『情報通信用語辞典』、152頁を参照。

ク (Compaq) は、デジタル・テレビの標準がプログレッシブ方式になるよう働きかけ、これによってコンピュータとの相互運用性に強みが持っているとしている³²。

これに対して、FCCは1996年5月、暫時ACATSの働きかけによって開発されたATSC DTV標準の中に、インターレースとプログレッシブを同居させることを発表したのである³³。一方、1996年6月、議会はFCCに、この問題について解決の道を見つけるよう決断をせよと求めたが、この過程の中で、FCCのハント委員長は、放送事業者に公共の利益に尽くすことを課するよう求めた³⁴。通信法では、公共の利益について放送事業者がどのような義務を負うかの表現が比較的ぼんやりとしており、セカンド・チャンネルについて少なくとも5パーセントの放送時間を公共の利益目的のために割いて欲しいと表明した。この中には子供の教育用番組と選挙に際して候補者が無料で主張などを伝える時間を設けることができるようにする案が盛り込まれたが、この際、他のFCC委員らはこれに反対している³⁵。

1996年12月24日、「次世代テレビ放送システムとこれが既存の放送サービスに及ぼす影響」(Fourth Report & Order)によって地上波デジタル・テレビの「標準規格³⁶」が確定し、翌年の4月には地上波デジタル放送の制度を決定(Fifth Report & Order)、これに伴い周波数割当(Sixth Report & Order)も発表され、1998年2月には制度と周波数割当についての見直しが行われ修正案が発表されている。この中で、地上波デジタル放送の心臓部分となるのが、1997年4月、DTVについて行われた一連の主要課題の発表であり、この中心的な内容について以下に述べる³⁷。

³² “FCC Proposes Standards for Digital Television,” The New York Times (May 10, 1996) D4.

³³ FCC, “Advanced Television Systems and Their Impact Upon the Existing Television Broadcast Service,” Fourth Report and Order, MM Docket No. 87-268 (December 24, 1996).

³⁴ “Congress Asks F.C.C. to Begin Lending Channels for Digital TV Broadcasting,” The New York Times (June 24, 1996) D6.

³⁵ “Capital Hill Fiat on HDTV Isn’t the Last Word,” The New York Times (July 1, 1996) D1.

³⁶ この時ATSCの18フォーマットが正式に採用されることとなった。詳しくは本稿末の別表を参照のこと。

³⁷ FCC, “Advanced Television Systems and Their Impact Upon the Existing Television Broadcast Service,” Fifth Report and Order, MM. Docket No.87-268 (April 21, 1997).

金山 勉

1. デジタル・テレビ放送を提供するための周波数幅は6 MHzである。
2. セカンド・チャンネル付与は適格者資格を既存の放送事業者に限定する。
3. デジタル波を使った同時放送（サイマルキャスト放送-Simulcast Broadcasting）番組は現行のアナログNTSC番組に匹敵するものでなければならない。
4. 付加的ないしは補完的放送サービスの番組編成は認められるであろう。
5. 放送事業者はHDTV放送による番組編成について最低限度時間の設定義務付けを受けることはない。
6. セカンド・チャンネルにおける公共の利益に関する放送事業者の義務については、正式な決定は行わない。
7. FCCは最低限の（アナログ・デジタルの2チャンネルでの）同時放送による番組内容について、どのような義務を課すのかについては実施段階を設けてその割合などをずらすこととする。
8. FCCは2006年をもって放送業者が現行のアナログ・チャンネルを返還することを目指す。
9. 受信機（テレビ）が現行のアナログNTSCシグナルとデジタルATSCシグナルの両方を受信できるよう義務付けることはしない。
10. （テレビの）製造業者と販売店が消費者に対して機器についての情報を与えることができる。

以上のように米国の次世代テレビ開発はかなり複雑なプロセスを経て、実施段階に入ることとなったのであり、1996年通信法の制定プロセスとも大きく関わっていたのである。全米には現在、「1億80万のテレビ視聴世帯³⁸」があるが、これらがデジタル地上波放送への移行に際して家庭の受像機を買い替えるとすれば、商業効果は計り知れないものがあり、90億ドル（およそ9000億円から1兆円）のテレビ受像機ビジネスを生むとも予測されている³⁹。この機会を利用して米国の財政赤字を埋め合わせるために、周波数帯域の競売案が出されるなど、政治的な要素を多分に含んだ動きが連邦議会で起きた

³⁸ “People’s Choice,” Broadcasting & Cable (February 7, 2000) 30.

³⁹ Chris McConnell, “DTV: The Work Begins,” Broadcasting & Cable On-line (April 7, 1997) <http://www.broadcastingcable.com/>

のも納得できる。それに加えて、次世代のデジタル・テレビとコンピュータとの相互運用性が真剣に議論された点はデジタル時代を象徴する動きであり、1980年代に次世代テレビのイメージを模索し始めた時点では考えられなかった流れでもある。この中で、1998年秋には、まず英国が地上波デジタル放送を開始し、米国もこれに数ヶ月遅れて本格的な地上波デジタル放送への移行を始めたのである。

次世代テレビとなるデジタル・テレビの技術標準についての論争が一段落し、何とか運用・実施の段階へとこぎつけた米国であったが、それもつかの間、また新たな問題が噴出した。それは、デジタル・テレビ放送番組を伝送する変調方式についての議論である。これについては、次のセクションで詳しくその流れを追うが、この議論もまた、一つの技術基準をめぐる、放送事業者、連邦議会、FCCなどがぶつかり合ったケースとして考えることができるのである。この意味で、現在ではデジタル・テレビ（Digital Television-DTV）と正式に呼ばれるようになった米国の次世代テレビは、数々の政治的なパワー・ゲームを経験してきたとも言えるのであり、その根幹には技術標準というものが常に横たわっていたといえるのである。

地上波デジタル化の中で起きた伝送標準問題（8 VSB vs. COFDM）

1998年11月に地上波デジタル放送への本格的な移行を始めた米国では、1998年春くらいから積極的な放送局グループなどが、デモンストレーションを行うなどして、次世代テレビであるデジタル・テレビの存在をアピールしようとした⁴⁰。その一方で、放送業者サイドから様々な不安要因が提示されたことも事実である。ここでは、このデジタル・シグナル伝送標準の問題が一応の決着を見た2000年までの動きを追ってみることとする。

⁴⁰ 1998年3月には、まず4大ネットワーク局の一角であるFoxが議会関係者を前にしてデモンストレーションを行い、PBSもデモ・トラックを首都ワシントンまで運んで性能の素晴らしさをアピールした。具体的なデジタル・テレビ放送への取り組みとしては、テキサス州に本拠を置くリン・テレビジョン（LIN Television）が大リーグのテキサス・レンジャースの試合をHDTVの最高のフォーマットである1080インターレスで放送している。” Sneak Preview, in High-Definition,” Broadcasting & Cable On-line (Posted on March 12, 1998) 以下Broadcasting & Cable On-lineのソース関連記事については次のURLで検索できるので参照のこと。 <http://www.broadcastingcable.com/>



写真2 デジタル波伝送用のテレビ塔
(ワシントン州シアトルKIRO7 筆者撮影)

シンクレアとATSCの対立

メリーランド州のバルチモアに本拠を置くメディア・グループ企業のシンクレア (Sinclair Broadcast Group) ⁴¹は、デビッド・スミス (David Smith) 社長がデジタル・テレビ放送における室内アンテナでの受信について、ゴア副大統領のオフィスに意見書を提出している。その中で、シンクレアは「デジタル電波の伝送実験は室内用のアンテナも含める必要があり、そうすることが実用化にそぐうことになる」との立場を示した。一方、FCCに対して将来の放送技術標準についてのアドバイスを行ってきたATSC (Advanced Television Systems Committee) はロバート・グレイブス (Robert Graves) 委員長が上院・下院の議員に対してDTVシステムは「そのような実験をしなくともうまく運用できる」との書簡を送っている⁴²。

⁴¹ シンクレアは全米で11番目の規模を持つテレビ局グループであり、56の局を所有している。

⁴² "Smith Takes DTV Worries to Gore," Broadcasting & Cable On-line (Posted on March 13, 1998)

シンクレアは1998年の6月に入って、本社のあるメリーランド州バルチモアで、デジタル放送のデモンストレーションを行った。シンクレアのオストロフ (Nat Ostroff) 技術主任は、「将来のデジタル市場が多チャンネル放送を要請するであろう」と予測しており、デモンストレーションでは、シンクレアの中心的なテレビ局であるWBFF-TV (バルチモア) 局がデジタル伝送によって、4つの複数チャンネルを同時放送している。このデモンストレーションで注目されたのは、デジタル・テレビの画質に関して高精彩のHDTVにこだわる「高画質追求モデル」と標準的な画質のSDTVで複数のチャンネルを提供する「ビジネス・チャンス追求モデル」のどちらを選択するべきかという課題であった。このデモンストレーションでは技術的な問題が浮き彫りとなり、数回に渡り画面が真っ黒になるという現象も起きており、デジタル放送への本格移行を5ヶ月後に控えた時期だとしても、多分に技術的な不安を与えるものであった⁴³。

8-VSB伝送標準とCOFDM伝送標準をめぐる論争

技術的に多難な地上波デジタル放送への移行を暗示させたシンクレアのデモンストレーション実験を経て、1999年4月に新たな論争が起きた。デジタル放送における伝送変換方式の標準で試験を行い、これを記録してきたATSC (Advanced Television Systems Committee) が支持する8-VSB (Vestigial Side Band) 方式⁴⁴と、米国伝送技術標準としてすでに定められた8-VSBよりも優れているとして、シンクレアがその採用を主張したCOFDM (Coded Orthogonal Frequency Division Multiplexing) 方式⁴⁵をめぐる論争である。

元来シンクレアはATSCがFCCに対して推薦したVSB方式が適切なものだとは思っていなかった。デジタル放送への本格移行期が始まって6ヶ月後、

⁴³ “Sinclair Tests Multi-channel DTV,” Broadcasting & Cable On-line (Posted on June 12, 1998)

⁴⁴ 8-VSBとは多値VSB変調方式を代表するものであり、地上波によるデジタル・テレビ放送用に開発されたデジタル変調方式である。NHK放送技術研究所『マルチメディア時代のデジタル放送技術辞典』(丸善, 平成7年), 236頁参照。

⁴⁵ COFDM方式は多数の搬送波を用いる、マルチキャリア・デジタル変調方式の一種であり、移動体向けのデジタル音声放送などにも強みを発揮する変調方式と見られている。前掲書, 248頁参照

シンクレアはペンシルバニア州フィラデルフィア（Philadelphia）で実施した伝送実験で「VSB方式は適切な標準であるとは認められなかった」と主張して、他の放送事業者ともこの問題について連合を組み始めたのである。次世代テレビのDTVに関してグランド・アライアンス方式を確立して一つにまとめた米国の放送業界は、最終段階に至って不協和音をかなではじめたのであり、このことが後に議会関係者なども巻き込んだ論争を引き起こすこととなったのである。

シンクレアによる伝送実験とCOFDM基準認定の請願

シンクレアによるフィラデルフィアでの伝送実験は、室内での受信状況を確認することを目的としており、室内用アンテナでCCIR（国際無線通信諮問委員会）基準の3.5かそれより良好な画質での受信が出来るかどうかについてのテストであった。実験用に選ばれたポイントは伝送用のアンテナ・サイトから15マイル以内の場所であり、都市部の視聴者状況を考慮して行われたものだとも言える。というのも、都市部の視聴者は、大部分が室内用のアンテナで視聴するというのが、シンクレアの主張なのである。なお、実験地域には半マイルのエリア内に4つのデジタル・テレビ局が存在していた⁴⁶。

シンクレアのニュー・テクノロジー担当副社長のオストロフは「シンクレアは40マイルも離れた場所からのデジタル・シグナルの受信状況に注目しているのではなく、都市部の放送局が、室内アンテナを使用している視聴家庭でどのように見られているかを問題にしているのだ」と話している。シンクレアはフィラデルフィアに設定した5つのポイントで実験を行ったが、集合住宅、個人住宅、オフィスビルなどで、UHFアナログの電波が室内アンテナでも大変良好な状態で受信されているとしている。さらに、同じアンテナでデジタル放送を受信するための信号変換用セット・トップ・ボックス（Set Top Box）を使用して受信しようとしたところ、5つの実験ポイントのうち、4地点でデジタル・テレビの受信が断続的にできないことがあったとしている。シンクレアでは「マルチパス⁴⁷」による混信が原因であるとしている。これを契機として、シンクレアでは6メガヘルツの帯域を使った

⁴⁶ Glen Dickson, "Sinclair Wants DTV Showdown Tests," Broadcasting & Cable On-line (Posted on April 28, 1999).

CODFM方式が有望であるとして他の放送業者やテレビ受信器製造業者へもこれに同調するよう呼びかけた。COFDM方式は欧州のデジタル・ビデオ放送プロジェクト（Digital Video Broadcasting）が採用しており、複数チャンネルの伝送に有効であるとされており、シンクレアはフィールド実験によって米国の8-VSB方式が優れているのか、それともシンクレアが推すCOFDM方式が優れているのかを比較して判断すべきだとの見解を示している⁴⁸。

これに対してDTVの標準設定に参画したATSCはシンクレアのフィラデルフィア実験はそれほど重要だとは思えないとの考えを示し、複数チャンネルの搬送に利点があるとされているCOFDMは、米国がすでに採用した8-VSB方式よりも優れているという論点には疑問があるとしている⁴⁹。

シンクレアCOFDM提案に対するリアクション

シンクレアの実験について、放送業界の技術専門家たちの間では、シンクレアの主張をそのまま受け入れるのではなく、憶測も含めて、さまざまな意見が渦巻いた。まず、シンクレアによる最初のデジタル放送実験が行われたフィラデルフィアに本拠を置くColumbia Broadcasting System（CBS）系列O&OのKYW局のジェームズ・ケース（James Case）技術局長は以下のように話している⁵⁰。

どちらのシステムもよい点を持っているが、DTVの標準を設定する時に、COFDMのことなんて、だれも指摘しなかった。今の標準はグランド・アライアンスを組んで、これに参画した最良の技術が結集され、これが標準となった。これにそってシステムを構築して、デジタル電波を発信

⁴⁷ 高層建築物などのある都市部においてテレビ放送を受信しているとき、テレビ電波がアンテナに直接入る正常な電波に、その他の建物などに反射して妨害電波が入ってくることによって起こる「ゴースト」と呼ばれる現象のことを言う。ゴースト現象では画面が二重、三重になって見える。情報通信研究会『情報通信用語辞典』（ぎょうせい、平成4年）、100頁を参照。

⁴⁸ Glen Dickson, "Sinclair Wants DTV Showdown Tests," (Posted on April 28, 1999)⁴⁹ Ibid.

⁵⁰ Personal Interview with James Chase, Director Broadcast Operations & Engineering, KYW-TV 3, (Philadelphia, PA: August 16, 1999)

しはじめたところ、突然にCOFDM問題が出てきた。COFDMは確かにゴーストを減少させる。この現象に対して現在の8-VSB技術ではそれほどうまく対応できない。しかし8-VSBは、性能の良いアンテナさえ備えていれば、リーズナブルな電力消費で私たちの放送エリアをカバーすることができる。COFDMで同じことをしようとすれば、4倍の電力消費が必要なのだ。

伝送標準問題は、最初、技術局長として、ふたつのシステムを競わせて、比較してみて、ベストなシステムを選べば良いというふうに考えていたが、すでに8-VSBが標準となっているからには、いまさら何をすればよいのかという気持ちなんだ。シンクレアはデータ放送に手を広げたいのだろう。例えば、ビジネスマンなどのページャーに目を向けているんじゃないかと思う。シンクレアはテレビ・セットに興味を持っているのではなくて、ゴーストに強いCOFDM方式によって、(テレビ事業を行いながら)動き回るビジネスマンを対象にしたデータ放送のビジネス・チャンスを狙っているのではないかと思う。これは、あくまでも私的な見解だけれども、これがシンクレアの意図ではないかと思う。結果としてシンクレアの動きは成功しないと思う。

フィラデルフィアは、全米の10大マーケットの一つであり、DTVに関する技術実験が先進的に行われてきた。このマーケットで全国に先駆けてデジタル化移行への準備を進めてきたKYW-TV 3のチェース技術局長にとって、技術標準を決めた後にまで異論を唱えるシンクレアの主張は納得できないという立場が鮮明に打ち出されていた。

同じフィラデルフィアにあるNational Broadcasting Company (NBC) のO&O局であるWCAU Philadelphiaのシム・コリナー (Sim Kolliner) 技術局長は、技術的な観点から見れば、COFDMが8-VSBに挑戦している状況は理解できるとして次のようにコメントしている⁵¹。

⁵¹ Personal Interview with Sim Kolliner, Director, Engineering and Operations, WCAU, (Philadelphia, PA: August 18, 1999)

技術的な観点から見れば、COFDMは8-VSBを上回る有利な要因を含んでいることは確かだと思う。COFDMは室内アンテナでの受信状況がよいということは聞いているし、私自身で試験しているわけではないけれども、技術的に考えてこれは理解できる。私は、この段階で技術標準を変えようというのは遅すぎると思う。しかし、人々がCOFDMシステムがどのようなものかを確認めて、それが8-VSBに替わるものになる可能性があるのか見てみたいというのも理解できる。

仮に、放送事業者としてCOFDMが良いということになれば、変調装置を取り替えなければならないだろう。同時にモニターセットも交換しなければならないけれども、大部分はセット・トップ・ボックスによって解消できるだろう。COFDMを推奨しているグループはそれなりに裏側に理由を持っているのだろうと思う。移動体をターゲットにしようという意図もあるだろうが、放送というのは元来、固定されたポイントに番組を伝送するもので、移動体に伝送するというのは必ずしも必要だとはされない。しかし、もしDTV標準によって、移動体への放送が可能になればそれは大きな効果を生むだろう。

このように放送事業者は、技術的な優位がCOFDMにはあるものの、これを強いて変更する必要があるかどうかについては疑問であるという見方で一致しているように思われる。しかし、WCAUのコリナー技術局長が指摘したように、「技術面での優位性があり、これがDTV放送で認められている補助的、付加的なサービスの展開に有望であると考えられるならば、DTVの普及率がそれほど高くない時期に方向転換をすることは大した負担にはならないのではないか」という気持ちも読んで取れるのである。

デジタル変調方式の標準をめぐる議論の次のたたき台として、シンクレアは1999年6月、本社があるバルチモアで米国方式8-VSBと欧州方式の流れをくむCOFDMの比較実験を行った。この実験ではCOFDMの受信状況に関して優れたデータを得たとしているが、一方で、放送事業者協会（National

⁵² Glen Dickson, "Sinclair on COFDM: Seeing is Believing," Broadcasting & Cable On-line (Posted on July 2, 1999)

Association of Broadcasters) では、受信機の 8-VSBチューナーに関しては、まだ初期の段階で改善の余地があるとして、完全にCOFDMが良いと判断するには早いとの考えを示している⁵²。1999年10月には、シンクレアのCOFDM優位の主張に賛同して13のテレビ局所有グループ⁵³(グループ全体のテレビ局数は250局)はFCCに対し、デジタル伝送システムにおいて8-VSBとCOFDMのどちらでも自由に選択できるようにして欲しいとの声をあげた。

これに先立って、すでにFCCは連邦政府の1999年10月1日付けの報告書で、現在定められた伝送方式を変更する必要はないとしている。FCCの技術者はこれに加えて、8-VSB方式によって電波塔を建設する方が放送事業者に余分な支出をさせないですむとしており、8-VSBを推すグループでは、ここで伝送標準を見直すことは、不必要にDTV放送への移行を遅らせることにつながると主張している。またFCC関係者によれば、FCCの委員はFCCのセクションからの進講に影響されることなく可能性はつねに残してあるとしている⁵⁴。

その後、8-VSB方式の実験・開発をしたハリス社(Harris Corporation)は、「最新の受信機を使ってシンクレアが実施した試験ポイントで、テストをしてみたところ、問題はなかったと報告したが、シンクレアの反論によれば、試験ポイントには私有の土地も入っており、完全に同じ条件で伝送実験が出来る状況ではない」とし、事態はますます複雑になっていった⁵⁵。

8-VSBとCOFDM論争の決着

2000年2月4日、FCCは前年10月に出されていたCOFDMと8-VSB方式のどちらでも選択できるという主張とともに「DTVの伝送変調方式標準の見直し」を求めていたシンクレアの請願を却下した。FCCによれば、「ここで放送事業者が自由に一つ以上の伝送標準を選択することが出来るようになれば、DTV伝送方式は混乱状態に陥るだろうとしている。それに加えて新しい方式に変更することになれば、デジタル放送への移行は何年も遅れる可

⁵³ シンクレアに賛同したテレビ局所有グループは、Gray Communications, Paxson Communications, Pappas Telecasting, Granite Broadcastingのほか9つのグループである。

⁵⁴ Bill McConnell, "Sinclair Hurls DTV Gauntlet," Broadcasting & Cable On-line (Posted on October 9, 1999)

⁵⁵ Ibid.

能性がある」とその影響の大きさを危惧している⁵⁶。

この段階でFCCは、根本的にデジタル変調方式標準を見直すよりも、現行の8-VSBに問題があれば、それらを検討し、これに取り組む方が得策であると判断したようである。シンクレアの主張を支持する放送局は全米で300にのぼっており、そのほとんどが小規模の放送局である。FCCのケナード委員長（William Kennard 1997年11月就任）は、全米に1500あまりある商業放送局と公共放送局のうち、そのおよそ5分の1が結束して出した請願を却下したことで、あらたな困難に直面するのではないかと見られている。

というも、シンクレアは、FCCの前にデジタル変調方式の標準見直しについて、自社の方針を通すことはできなかったが、米国全体を動かすことには成功したようである。なぜなら、FCCは、ついに現行の8-VSB方式がどこでうまく機能して、どこで機能していないかを確認するため、フィールドテストのトラックを出動させることを計画することになったからであり、加えて、COFDM方式を比較テストすることも盛り込む予定である。これに関連してネットワーク局のNBCは、全米の10大マーケットの中から、大都市部のフィラデルフィア、ワシントンDC、ロサンゼルス、ダラスなどで、シンクレアが先に実施した伝送実験結果を確認するための調査実験を行っており、これらの結果から、「現行の8-VSB方式では、受信状態が向上する屋外アンテナを付けたとしても、都市部では現在のアナログ放送を視聴している50%程度の家庭しかDTVを受信できないのではないか」と指摘しており、更に、NBCがフィラデルフィアで行ったCOFDM方式による実験では受信状況が良好だったと指摘している⁵⁷。

NBCは内部的に8-VSBに疑問符をつけており、今回、シンクレアがFCCに対して起こしたCOFDM方式検討の動きについては、同様のメンタリティーを持っていた。NBC技術開発担当のピーター・スミス（Peter Smith）副社長は昨年秋の時点で、二つの技術標準を以下のように評価していた⁵⁸。

⁵⁶ Bill McConell, "FCC Rejects Sinclair's DTV Petition," Broadcasting & Cable Online (Posted on February 7, 2000)

⁵⁷ Bill McConell, "The Real Digital Divide," Broadcasting & Cable (February 14, 2000) 29-20.

⁵⁸ Personal Interview with Peter Smith, Vice President, NBC, (New York, NY: September 8, 1999)

NBCは1990年代半ばからCOFDM方式を標準として持ち出したかった。8-VSBシステムは、デジタル放送の実験時点から、どうもうまく働かないと感じていた。NBCでは連邦からの資金でデジタル波の受信状況を向上させようと技術的な努力をしてきており、これは改善できると思う。しかしながら、現時点では好ましくない結果が出ている。というのは、今のところ現行の地上波アナログ・テレビ放送の受信の方が、ずっとやさしいのだ。現時点（1999年9月）では、デジタル変換の標準を替えることはできないが、現在の8-VSBシステムを改善することは、そんなにたやすいことではなく、8-VSBが最善であると推薦することはできない。特に大都市部ではCOFDMが効果的だとは思っている。

テレビ視聴にとって、受信状況が良いか、悪いかということは、番組が視聴家庭にどれくらい効率よく届くかを測るバロメーターとして注目される重要なポイントである。今回はFCCがシンクレアの請願を却下することで、この論争に一時、終止符がうたれたが、今後も技術標準をめぐるような不協和音が聞かれることになると見られる。

まとめ

米国の地上波デジタル放送は、世界でも欧州の英国と並んで、先進的にスタートした国家的なプロジェクトであったと考えられる。DTV以前の米国では「市場の動向にまかせる」という動きが主流であったが、次世代のデジタル・テレビ（DTV）の開発に際しては、競争し合うはずの参加プレーヤたちが、グランド・アライアンスを結成して、一致して米国技術の粋を集めてDTVを開発することとなった。この裏には、国の経済的な力がこれからの世界を左右するという視点が入っていたのであろう。その意味で、DTVの開発とデジタル放送の開始は連邦政府、FCCをも巻き込んだ、一大国家プロジェクトでなければならなかったのである。

このような流れを生み出したのは、DTVの開発に際して、これに関った政治、経済、技術分野などそれぞれの専門家であり、技術標準の策定は多分に政治的な動きを生み出したと考えられる。技術の開発は単にそれだけで成立するのではなく、技術がその時代のトレンドにどのように対応して、それがどのように使われようとしているのかという、「どのように」という言葉

がキーワードとなる。その意味では、市場の動向を注視しながらあわせて技術標準が設定されるというのが普通の流れであるが、これにそぐわない結果を生み出すこともある。それを左右するのは、政治的な力である。あるものごとに参画するプレーヤーの思惑はさまざまに違う。今回のDTVの標準設定に際しての第一フェーズは、グランド・アライアンスによるDTVの開発であった。この時には、全米の放送業界をはじめ、関係者が一枚岩となれたが、時代とともにテクノロジーの進歩があり、コンピュータ技術を支えていたデジタル技術が放送に応用されるようになったことは、元来、テレビ放送という概念を中心に据えたグランド・アライアンスのデジタルテレビ開発の流れをも変えたのである。つまり、ここでコンピュータとテレビの融合がイメージされ始めたのである。

DTVを米国独自の標準として立ち上げた後、これに参加したプレーヤーたちは、それぞれに政治的な思惑を持って動き始めることになった。デジタル・テクノロジーの応用をDTV技術に求め、コンピュータ業界が政治的な働きかけをしたのもその一例である。その後、同じ放送業界も一致しなくなる。これはテレビグレープのシンクレアが、米国方式として決定された8-VSBデジタル放送変調方式に対し、COFDMデジタル放送変調標準の検討をFCCに請願したことにより顕在化した。デジタル伝送標準を変更、ないしは現行のものを含んで複数にして放送事業者に選択させることは、これまで表面上ユニゾンで進んできた米国の地上波デジタル化への移行が、一転して、スムーズにいかなくなるという危険性を抱えることにつながる。このように、技術標準というものが、さまざまな政治的要因を含んでいることが、今回取り上げた米国の地上波・デジタル化のケースからもわかる。その意味で、「技術とは政治的な真空状態のなかで発生するものではなく、そこに参加したプレーヤーの中で生じる政治性を抜きには成立し得ない」ということを示すケースであると言える。

別表1 デジタル・テレビのための18種類からなるATSCフォーマット⁵⁹

フレームレート24Hz, 23.976Hz	フレームレート30Hz, 29.976Hz	フレームレート60Hz, 59.97Hz
	インターレスHD 16:9表示 走査線1080×1920 30Hz	
プログレッシブHD 16:9表示 走査線1080×1920 24Hz	プログレッシブHD 16:9表示 走査線1080×1920 30Hz	
プログレッシブHD 16:9表示 走査線720×1280 24Hz	プログレッシブHD 16:9表示 走査線720×1280 30Hz	プログレッシブHD 16:9表示 走査線720×1280 60Hz
	インターレスSD 16:9表示 走査線480×704 30Hz	
	インターレスSD 4:3表示 走査線480×704 30Hz	
プログレッシブSD 16:9表示 走査線480×704 24Hz	プログレッシブSD 16:9表示 走査線480×704 30Hz	プログレッシブSD 16:9表示 走査線480×704 60Hz
プログレッシブSD 4:3表示 走査線480×704 24Hz	プログレッシブSD 4:3表示 走査線480×704 30Hz	プログレッシブSD 4:3表示 走査線480×704 60Hz
	インターレスSD4:3表示 走査線480×640 30Hz	
プログレッシブSD 4:3表示 走査線480×640 24Hz	プログレッシブSD 4:3表示 走査線480×640 30Hz	プログレッシブSD 4:3表示 走査線480×640 60Hz

(注) 下線は、走査線上のピクセル数が横並びで共通している場合につけてある。

⁵⁹ Lucent Technologies “The 18 ATSC Compression Formats”(National Association of Broadcasters 1999 Conference in Las Vegas, (April 14, 1999) 参考URLは次のとおり (<http://www.lucent.com/ldv>))

国際コミュニケーション論の再考と展望

ジャーナリズム研究会（代表 鈴木雄雅）

はじめに

- 1．国際コミュニケーション論の系譜
 - 1 - 1 開発コミュニケーション論
 - 1 - 2 文化帝国主義的アプローチ
 - 1 - 3 ポスト文化帝国主義的アプローチ
- 2．国際コミュニケーション論の展望
 - 2 - 1 文化帝国主義的国際コミュニケーション論の展望
 - 2 - 2 批判的国際コミュニケーション論の展望
 - 2 - 3 「グローカリゼーション」への可能性
 - 2 - 4 日本発のマンガ・アニメにみる国際コミュニケーション論

おわりに

はじめに

21世紀を直前にひかえ、大学教育が揺れるなか「国際」「情報」「コミュニケーション」の名を冠した学部、学科が急増している。

「国際コミュニケーション論」の科目が本学科に設置されたのは1969年度からである。学科設立当初からの「比較新聞学」「英字新聞研究」といった科目が出発点となり、本学の国際性をいかし、国際コミュニケーション論、比較コミュニケーションとに発展させ、米英、ヨーロッパ、アジアなどの外国マス・メディア論を設けた（『新聞学科五十年の記録』より）。名称に多少の変更があったものの、現在も基本的な流れは同じと言ってよい。1984年度から学科2年生の必修科目になり、筆者も数度担当したこともあるが、学

* 本稿は研究会の原田繁（日本マス・コミュニケーション学会会員）、椎名達人（国際通信経済研究所主任研究員）、上原伸元（同研究員）、朝桐澄英（福島工業高等専門学校コミュニケーション情報学科助手）による共同執筆である。また編集にあたって本学大学院新聞学専攻・浅利光昭氏より多大な協力を得た。

科の中心的科目のひとつである。

International Communication に由来する国際コミュニケーション研究ではウォルター・ウィリアムズ(米・ミズーリ大学)、ドイツのカール・デスター、そして小野秀雄の3人の名が先駆者としてあげられているように(Fischer and Merrill, 1975)、70年前に小野が目指したアカデミズムとしてのジャーナリズム研究・教育のディスプリンとして必要欠くべからざる研究が日本でもようやく育ち始めた感がする。彼らはマス・メディアの拡張と国際環境のなかでマス・メディア - 当時はまだ新聞が主流 - の機能、役割に注目しており、その影響が国境や地域を越えて、世界中へ広まりつつあることを見事に予見し、現実化していることに気付く。

用語としてinternationalization, globalism (globalization), はたまた satellite や internet が脚光を浴びようとも、時代時代によりメジャーな組織がシステム内に組み込むしたたかさは変わらないだろう。そして、この国際コミュニケーションの分野は、世界の主要紙が現地印刷・発行を、またメガ・メディアが活字媒体を世界各地で直接、間接に発行しようとも、衛星放送が本格的な時代に入った今日、映像メディアのグローバルな影響は図り知れなくなりつつある。

映画「ユー・ガット・メール」では見知らぬ男女がひょんなことからEメールで知り合い恋に落ちるが、男の方は実は大書店の御曹司、女はその大書店の進出に閉店を迫られている、子供たちに本を読み聞かせることで知られた小さな絵本屋さんを営んでいるという設定だった。これだけでも現代社会のメディア状況を醸し出しているわけだが、ここで注目されるのはそのEメールなるものにAOLのロゴがやたらでてくるということ。コンピュータ社会の恐怖を描いた「インターネット」ではPC画面やアイコンはやたらとでてきたものの、アイコンをクリックして画面が消えるというところで終わり、特定の会社のロゴなどは出てこない。

と思えば、「ホーム・アローン」ではAA(アメリカン・エアライン)、「インディペンデンス・デイ」ではアップル・コンピュータがラストシーン直前に重要な役割を果たしている。IBM(「コンタクト」や「ミレニアム」)、コンパック(TV映画「ER」「X-ファイル」)といったコンピュータ・メーカーも頑張っているし。女性の上司対部下の男性という、いわゆる逆セクハラ問題を扱ったとはいえ、実はコンピュータの役割を見事に描き出している

「ディスクロージャー」ではマイクロソフトが実に巧妙に入り込んでいる。

マイクロソフトの独占、分割が話題となれば「ネットフォース」では、世界の美術財産をコンピュータネットを使って手に入れようとする偽善者のモデルになってしまった。「007」シリーズでは英国の秘密諜報員が活躍する場面であつてのアストン・マーチン（英国車）からBMW（ドイツ車）へと変わっているし、前作ではマードックを模したメディアの帝王の陰謀を暴くというシナリオだった。そして、「星の王子、ニューヨークへ行く」では、エディ・マーフィーが最初に働くハンバーガーショップの名が「マクドゥエル」だ。マクドナルドの映画への登場は枚挙にたえない（G. リツア，1999）。

なぜ映画のなかの商品について触れたかという点、ハリウッド映画の世界制覇がこの国際コミュニケーション論の領域で多く語られてはいるものの、これを文化帝国主義の象徴ととらえるか、地域の活性化のよき刺激剤となり能動的視聴者へ期待するのか、はたまた文化多元論的論者の見解が今後よりいっそう高まるのか、興味深い。何よりも時代によりアカデミズムの議論が進展しているのか、いや実はそうは見えても同じような繰り返しのなか、はたまた退歩なのかさえ不明瞭ではないのか。こうした問題意識をもちながら、われわれはまず国際コミュニケーション論を再考することから始めたのである。（鈴木雄雅）

1 . 国際コミュニケーション論の系譜

1 - 1 開発コミュニケーション論

国際コミュニケーション論における「コミュニケーションと開発」という知的パラダイムは、1960年代初期の近代化論の中から生まれた。当時、「開発」は国際コミュニケーションの領域において、最も重要なコンセプトのひとつであった。

開発コミュニケーション論の先駆けは、ダニエル・ラーナー（D.Lerner，1958）によりもたらされた。それは、ウィルバー・シュラム（W.Schramm，1964）らの議論によってさらに展開されていく。

1950年代においては、世界の大部分に経済開発計画が拡大し、新興独立国家が出現し、それにともない必然的に急速な社会的変化が現れた。この状況

を受けてラーナーは、マス・メディアが社会変動の主要な原因であるとし、「マス・メディアが近代化とデモクラシーの発展に重大な影響をもつものであるとすれば、こうした望ましいものを促進するにせよ、阻害するにせよ、第一の条件は、マス・メディアは拡大しなければならない」(ラーナー, 1967, p. 321),「一国の経済発展の水準は、マス・メディアが拡大するかどうかを決定する。工業の発達した国ではどこでも、マス・メディアの体系が生み出される」(ラーナー, 1967, p. 321)といった「経済的条件」がマス・メディア拡大の主要な条件であり、その条件の下で、メディアの生産物を消費する能力を拡大すべきで、読み書き能力がメディア消費にとって技術的な必要条件だとしながら、「読み書き能力がメディア消費者を増やし、消費者はメディア生産を刺激する。こうして両者の相互依存的な関係が活発になり」(ラーナー, 1967, p. 328)近代化が進むのだと結論づけた。

シュラムもまた、「高性能のコミュニケーション体系は工業的發展を促進するし、工業的發展はコミュニケーションの発展を容易にする」(シュラム, 1967, p. 51)として、国家経済の発展のためには、広範囲をカバーするマス・コミュニケーションの組織がどうしても必要だとの論を展開した。

また、経済とコミュニケーションとの相互作用の政治的意義に言及し、「先進国では完全な言論報道の自由を享受することが容易なのに対して、低開発国ではそれが非常にむづかしい」(シュラム, 1967, p. 73)と述べ、さらに、コミュニケーションの発展 - 例えば、外国のニュースや外国との交流の増大 - が、政治の民主化や国民の政治参加の拡大をもたらすかどうかという問題を取り上げ、いかなる国であれ、知識というものは「伝播性をもつものであり、知識が豊かになって視野が拡大していけば、人々は身近な事を、より大きな枠組みのなかにはっきり位置づけて考えるようになる」(シュラム, 1967, pp. 75-76)と結論づけている。

以下、「コミュニケーションと開発」について、ラーナーとシュラムが提示したパラダイムを要約すると、

- ・途上国の国内的な発展、民主化、近代化にとってマス・コミュニケーション、マス・メディアが重要な役割を果たすとの見方を示した。
- ・政治的には権威主義から民主主義への移行、経済的にはGNPの成長にとって、メディアが重要な役割を果たすものであるという見方を示した。

- ・近代化／開発コミュニケーション論的な見方によると、開発途上国における伝統的価値観は、政治・経済的発展の障害であり、そうした価値観に基づく態度を変容させるのがマス・コミュニケーションの拡大およびマス・メディアの拡大であると指摘した。

ちなみに、「メディア拡大（すなわち近代化／開発）の指標」として、発展のために最低限必要とされる、映画館の座席数、ラジオやテレビの受信・受像機数、日刊新聞発行部数の対人口比といった量的なものがユネスコによって採用されていた。

西欧の社会科学理論では、近代化＝工業化＝合理化を命題として受けとめ、主としてパーソンズの構造＝機能分析に従って、さまざまな角度から近代化の問題に取り組んできた。近代化の指標として、「大衆の経済・政治問題への参与の拡大」「読み書き能力の普及」「マスコミの発達」などが取り上げられ、日本はこの指標に沿って近代化のコースを確実に歩んでいると思われた。しかし本間康平は、1960年代から1970年代を通じて経済成長を遂げるとともに、先の過程を通じて克服されるはずであった日本の伝統的諸制度が、逆に、工業化を促進する要因として受けとめられることを指摘した（本間，1993）。このことは、合理化・近代化を促進する大きな要因がマス・コミュニケーションだとするパラダイムに対し、非近代的な要因がむしろある種の近代化論と結びついているということを示唆している。（原田繁）

1 - 2 文化帝国主義的アプローチ

(1) 「文化帝国主義」という概念

「開発コミュニケーション」という概念が、コミュニケーションの発達に連動する形で社会システムも発展するという肯定的パラダイムなのに対し、それに対する批判的パラダイムとして台頭してきたのが「文化帝国主義」（Cultural Imperialism）である。

同分野の先駆けであるH. シラー（H. Schiller）の初期の定義によれば、「文化帝国主義とは、現代世界の支配的システムの価値観や構造などの様々な要素が、それ自体が持つ魅力や強制力によってある社会で普及していく過程」であるとしている（A. Sreberny-Mohammadi, 1997, p. 49）。同様に

C. J. ヘムリンク (C. J. Hamelink) も、歴史過程における文化間の相互作用を認めた上で、「文化的な中心国家と周辺国家が存在する以上、文化的生産物の流通が活発になれば、ある方向に文化の画一化が進行する」と指摘している (A. Sreberny-Mohammadi, 1997, p. 51)。

「文化帝国主義」は、政治経済の従属体制を表す「帝国主義」の概念を「文化」に応用したもののだが、J. トムリンソン (J. Tomlinson) も指摘するように非常に曖昧で包括的な概念のため、論者によって研究の方向性や限界を押しつけかねないという問題点を持つ。

その点に関しては、「文化帝国主義」の基礎となった「帝国主義」が政治的支配と経済的支配という全く異なる問題を一つの概念として包含しているのが象徴的である。例えば、政治的支配に関する帝国主義の概念が19世紀の植民地主義的思想を源流とするのに対し、経済的支配に関する帝国主義の概念は20世紀のマルクス主義的思想を源流としている。こうした現状を踏まえ、R. ウィリアムズ (R. Williams) は「帝国主義を一つの概念として定義づけるのは不可能であり、それぞれの枠組みの中で研究されるべきものだ」(R. Williams, 1983) と結論づけている。

一方、「文化」に至っては「帝国主義」以上に定義として把握することが困難である。英国の人類学者 E. B. タイラー (E. B. Tylor) は、「文化とは、知識、信念、芸術、法律、風習など、社会参加の中で人間が獲得した様々な能力や習慣を含む複合体である」(E. B. Tylor, 1980) としているが、そこから得られる知見は、「文化」とは社会構造に深く組み込まれた概念だということである。言い換えるなら、「文化」において重要なのは定義の探求ではなく、各時代における「文化」概念の検討といえる。従って、これら二つの概念で構成される「文化帝国主義」の定義の探求は非生産的な行為であり、各論者が自らのパースペクティブに基づいて「文化帝国主義」を論じていると見なすことが重要である。

また、「文化帝国主義」という概念は、多元性を尊重する近代の自由主義的イデオロギーを基盤としているが、そのイデオロギー自体が西欧の歴史的成果であるという矛盾を抱えており、「文化帝国主義」をめぐる議論をさらに複雑にしている。

(2) 「文化帝国主義」をめぐる様々なアプローチ

このように「文化帝国主義」を一つのパースペクティブで捉えることは困難なため、トムリンソンは、「文化帝国主義」を論じる上で重要なことは、幾つかの異なるアプローチを批判的に検討していくことだと指摘し、これまでの先行研究を4つのアプローチに分類している。

メディア帝国主義

メディアのグローバル化という状況を背景に、「文化帝国主義」をめぐる議論においても、メディアの支配的役割をめぐる研究は非常に多く、結果的に「文化帝国主義」と「メディア帝国主義」が同一視されることも少なくない。しかし、厳密には、「文化帝国主義」は、マルクス主義的な包括的概念であり、支配という全体的なシステムの一部としてメディアを捉えている。その一方、「メディア帝国主義」は、より多元主義的で経験主義的な概念であり、「文化帝国主義」に関する理論上の仮説を提示するのではなく、現状分析に重点を置いている。その結果、「メディア帝国主義」的アプローチは、文化と密接な関連を持つ政治、経済など、他のアクターとの関係性を検討した上でマクロ理論の構築を困難にしている。

国家の言説

「外国文化」の驚異に晒される「地域文化」という図式を基にした概念だが、地理的区分を意味する「地域」は、実質的には「国家」を意味することが多く、最終的には国家アイデンティティ、いわゆる「想像の共同体」をめぐる議論に行き着くことになる。「文化的自立性」が、このアプローチの根拠となりえるが、文化的事象に限定された支配の過程を説明するのが困難という点に問題がある。

資本主義のグローバル化に対する批判

マルクス主義的な視点であり、文化的支配をグローバルな資本主義市場における文化的商品の所有、管理、譲渡といった問題から捉えたり、資本主義の拡張過程における経済システム及び階級間の機能的な役割として捉えるアプローチである。ただし、いかにして資本主義を文化として捉えるかという点に問題があり、政治、経済、社会などの様々な要素を統合した上で、資本主義的文化による世界支配という言説を説明しなければならない。

近代性批判

「文化帝国主義」を個々の文化に関してではなく、現代世界全体への影響力に関して重心を置いたアプローチで、その他の全てのアプローチを包含し、再編を目指す試みである。この場合の「近代性」とは、グローバルな発展に向かう文化を指しており、「近代性批判」としての「文化帝国主義」は、こうした文化的支配に対する批判を意味する。このアプローチは、「近代性」の理念を単純に資本主義社会の理念に還元しがちであるという点に問題を抱えているが、「近代性」が、全ての文化的発展の目標であるという主張に疑問を呈する挑戦的な議論を提示している。

このように、これらのアプローチは、いずれもある事象を分析する上で優れたツールとなりえる反面、そこから得られる知見に限界があるため、様々なアプローチによる相互補完的な検証が重要である。(上原伸元)

1 - 3 ポスト文化帝国主義的アプローチ

(1) カルチュラル・スタディーズ的観点からの議論

カルチュラル・スタディーズにおいて、特にコミュニケーションの問題に関しては、S. ホール (S. Hall, 1980) のエンコーディング/デコーディングの図式の影響力が大きい。ホールはこの図式を、送り手のものとは異なるコードによってメッセージを読み解く(デコードする)受け手を、マス・コミュニケーション過程の中に明確に位置づけている。ホールは、受け手は、単にメッセージを受け取る受け身の存在ではなく、むしろ意味の担い手としてのポジションにあり、積極的にマス・コミュニケーションの過程に参加し、送り手側の意味表示とぶつかり合う読みをなし得ることを捉え得るモデルを提示したのである。J. フィスク (J. Fiske, 1987) の研究に代表されるような、カルチュラル・スタディーズにおけるいわゆるアクティブ・オーディエンス論は、ホールのモデルを踏まえ、受け手側の意味生産を積極的に捉え、提示していこうという志向を有する理論的態度及び研究として捉えられるものである。

こうしたカルチュラル・スタディーズの特徴を批判理論における研究視点のシフトとして捉えるならば、以下のように提示できるであろう。

- ・ 受動的受け手から能動的受け手へのシフト
- ・ イデオロギーの主体の構築論からヘゲモニックなイデオロギー闘争論へのシフト
- ・ 政治経済的要因の重視から文化的要因の重視へのシフト
- ・ 合理化=工業化=近代化といった線的成長や構築を理想とするモダニズム的発想から、それらを西欧中心主義的とし、価値の多元性、意味の多様性、合理的決定の不可能性、脱構築の強調を旨とするいわゆるポストモダニズム的発想へのシフト

こうした傾向は、国際コミュニケーション研究の分野にも見いだすことができる。カルチュラル・スタディーズの観点での文化帝国主義的アプローチからポスト文化帝国主義的アプローチへのシフトは、上述の批判理論における研究視点のシフトと平行である。そこでは、文化帝国主義的アプローチにみられるような、一方的で帝国主義的な文化支配や、文化による経済システムのイデオロギー的サポートといった問題が強調されるのではない。逆に、たとえ米国文化産業によるドラマや映画であっても、途上国においては種々の文化的背景によって様々に解釈され読み解かれ（支配文化にとっては逸脱的に読み解かれ）ているという点が重視され、そうした異なる読みのなかに、ある種の対抗的な可能性をみていこうとするのである。

別の見方をするならば、単一的普遍的に地球上を覆う世界的な経済システムの決定力が強調されるのではなく、受け手が有する文化的・歴史的背景等の、複雑で複合的な要因が強調される。テキスト（ハリウッド作品）に対する途上国の意味表示は、経済的な諸関係によって決定されるものではなく、そのコンテクスト（例えば日本の文化・社会・歴史）に大きく依存するという見方がとられるのである。

ここにおいて、これまでの発展コミュニケーション論における近代西欧中心主義的傾向及び、文化帝国主義的アプローチの経済決定論を乗り越える新たな価値原理として称揚されるのは文化多元主義¹⁾であり、これを、カルチュラル・スタディーズ的視点からの国際コミュニケーション理論の柱となる理念と捉えることができよう。

¹⁾ ‘cultural pluralism’ (A. Sreberny-Mohammadi, 1991, p.119) 及び ‘multiculturalism’ (B. Parekh, 1997, p. 165) の両者に対し、ここでは「文化多元主義」という訳語をあてている。

文化的多元性を重んじるという中心的特徴は、西欧近代主義を乗り越えナショナリズムからグローバリズムの社会的想像力へのシフトを模索するトムリンソン (J. Tomlinson, 1991)、グローバルなものとローカルなもの及び国家の三極モデルに基づき複雑なメディア環境やコミュニケーション効果を考察すべきであるとするモハマディ (A. Sreberny-Mohammadi, 1991)、ポストモダンで多様かつ交渉的な国際コミュニケーション過程の分析に有効なものとしてヘゲモニー理論に注目するパーク (Hong-Won Park, 1998)らに共通してみられるものである。(椎名達人)

(2) 文化多元主義的観点からの議論

文化帝国主義論について盛んに議論されたのは、1970年代から1980年代にかけてであった。その間に現れた見解、アプローチは前項までの通りであるが、この議論が再び活発化したのは、メディアの急速な発展とグローバル化を背景にした1990年代である。本項は、1990年代のメディアのグローバル化を背景に従来の文化帝国主義論に異論を唱える「文化多元主義」からの見解を概観するものである。

「帝国主義」という言葉に表される概念に対し、トムリンソンは、「グローバリゼーション」と「帝国主義」は区別されるものだと述べている (J. Tomlinson, 1991)。つまり、現在の状況を帝国主義という概念で国と国の関係における上から下への流れ的な発想で捉えるのではなく、地球規模での相互的なつながり、相互依存と捉えることが重要であると指摘している。

現代の国際的メディア市場では、国際的なリソースとプロダクションを組織し、かつさまざまなメディアを所有し管理運営を行う、メディア・コングロマリットを形成している多国籍企業が上位を占めている。中でも上位を占めているのが、アメリカのメディア企業である。アメリカのテレビ番組は多くの国々で放送され、CNNは世界のニュースを速報し、ディズニー映画は世界中の人々を魅了している。このようなアメリカ発の情報やサービスのグローバル化の現実を文化帝国主義と捉えられるかどうかについて、シラー (H. Schiller, 1991) とペトラス (J. Petras, 1993) は、コカ・コーラやマクドナルドの世界的拡大を含め、これらを文化帝国主義だと認めている。彼らは、1990年代においてもなお欧米系のメディアが人々の社会的態度や世界観を変え得るほどの力をもつとみている。1970年代から1980年代にかけての文

化帝国主義論者は、欧米の番組ソフトは自国のオーディエンスを設定し制作されているために、一国から他国への文化の流れがその国の文化や社会観に影響するという懸念を示していたが、リーベとカツツ(T. Liebes & E. Katz, 1990)が指摘するように、海外からの情報に対して視聴者は、自らの経験からメディア・メッセージを解釈するという能動的視聴者論も唱えられている。

さらに文化帝国主義論では、アメリカ・メディアの国際的拡大が他の国々における文化的支配を引き起こしていると指摘する。これに対しリード(W. Read)は、文化帝国主義論ではアメリカ・メディアによる他国文化や社会への影響についての実証的研究が欠けている点を挙げ、他国における欧米文化のプレゼンスに対する議論の曖昧性を指摘していた(W. Read, 1976)。ギデンス(A. Giddens)は、アメリカなどの欧米諸国からの文化や社会的観念の流入に対するローカル(土着)文化の脆弱性への指摘に対し、ローカルの伝統的文化価値観やヴィジョンは、海外からのメディアやコンテンツを吸収し、独自文化にはめこみ、つなぐれ、維持されていくものであると述べている(A. Giddens, 1990)。つまり、ローカル文化は淘汰されて消えていくのではなく、むしろ新形態をとり強化されていくという考えである。

メディア企業の国際的展開は、対象となるオーディエンスを世界市場に設定する一方で、各地域に子会社をもちローカルな市場をも対象としている。すなわちその戦略は、グローバルでありローカルでもある。そして一方では、アメリカにおけるスペイン語放送の拡大などに見られるような、これまでの欧米を中心とした「英語中心のメディアによる第三世界諸国への輸出」という構図の逆を行く情報の流れも注目されている。コミュニケーション技術の発達により、情報はトランスナショナルというよりは、むしろグローバルに伝達されるといってもよいだろう。

アイシュ(M. Aysh)は、これからの世界の潮流として2点を挙げている(M. Aysh, 1992)。一つはコミュニケーションと情報技術のつながり、もうひとつは世界規模での社会システムの民主化である。さらにもう1点、ジャン・ウォン(Jian Wang)は、西欧をベースとした企業の地球規模での拡大と強化を加えている(Jian Wang, 1997)。コミュニケーション技術や社会システムは変化していくものである。この現実を踏まえた上で現在の国際的メディア市場を鑑みた場合、国際的メディア企業もその受け手である国際的メディア消費者も、それぞれ異なっているがある意味で利益をエンジョイ

しているということが言えるであろう。(朝桐澄英)

2. 国際コミュニケーション論の展望

2 - 1 文化帝国主義的国際コミュニケーション論の展望

(1) イデオロギー闘争の終焉

第二次大戦後に始まった冷戦は、1989年のマルタ会談によって正式に終結が宣言されたが、これによって半世紀に渡ったイデオロギー闘争は、資本主義の勝利に終わった。

F. フクヤマ (F. Fukuyama) は、その著書『歴史の終わり』の中で、民主主義が歴史の最終段階であり、全ての国家が最終的には民主主義に移行していくことを示唆しているが、言い換えるなら、西欧の歴史過程で誕生した民主主義と資本主義という社会システム、そしてその背景となる西欧文化の受容こそが、国家の発展に必要なものだとということになる。

共産主義という対抗イデオロギーが崩壊した現在でも、西欧型の近代化を唯一の発展モデルと見なさない「内発的発展論」などのオルタナティブな視点がないわけではないが、発展モデルの主流は資本主義的システムであり、欧米先進国の様々な社会制度の導入が国家の発展を保証するといえる。当然のことながら、そこには政治経済に関する領域のみならず、必然的に文化に関する領域まで含まれることになるが、一見、社会システムの発展に不可欠なグローバルスタンダードに見えるこれらの制度や文化も、実際は西欧の歴史過程で生まれた文化的生産物の一つに過ぎず、言うなれば、資本主義の拡張過程における「文化帝国主義」の実態がここにある。

発展途上国のみならず、先進諸国間においても、経済のグローバル化にともなって社会システムの画一化は避けられない傾向にあるが、政策レベルで国家的アイデンティティの重視をうちだしても、近代化を進める上では資本主義を基盤とする欧米の社会システムの導入を避けることはできない。資本主義と西欧文化への対抗が十分可能な強力なオルタナティブとしての発展モデルが不在の現状では、西欧型資本主義という一極文化による支配構造はますます強化されつつあるといえよう。

論者によっては、冷戦終結後に世界各地で噴出する民族問題に地域文化の復権を見る向きもあるが、そうした地域は従来の国民国家の枠に留まるのを拒否する一方で、いずれもEUやN A F T Aに代表される国家間組織への参加を希望しており、世界システムの構築に向けてのグローバル化は加速する一方である。

(2) メディア産業のグローバル化

制度といった社会システムの側面における文化支配の構造は冷戦終結以降、ますます強固になりつつあるが、それをさらに加速させているのがメディア産業のグローバル化である。メディア産業という文化的生産物の大量生産システムは、市場原理に基づいて国境を越え、世界各国に文化的生産物を供給していく。当然、商品となる文化的生産物は国際競争力を持つ先進国で生産されたものであり、社会制度の導入といった間接的な形でなく、映画や放送番組、出版物、音楽等といった直接的な形で世界各国に西欧文化を輸出している。

米国最大の輸出産業は自動車産業だが、それに次ぐのが映画産業、いわゆるハリウッドである。1989年のデータによれば、米国映画産業の総収入の38%が海外におけるものだという(A. Sreberny-Mohammadi, 1991, p. 202)。この巨大なメディア産業は、メディア産業のグローバル化の現状を如実に示しているが、現在の国際的メディア市場は、メディア・コングロマリットと呼ばれる一部の巨大メディア企業の寡占状況にある。

1989年に発表されたユネスコの報告によれば、30億ドル以上の収益を上げたメディア企業は、米国のタイム、独のベルテルスマン、豪州のニュース・コーポレーションなど僅か10社にも満たない。しかも、これらの企業はいずれも、出版、音楽、放送など様々な分野を包括する複合メディア産業であり、日本のソニーに代表されるようなハードとソフトの両方を持つ垂直統合型の企業も珍しくない。これらの企業はトランスナショナルな存在として、市場原理に基づいて国境を越え、コミュニケーション・サービスとして「文化」を輸出しているのである。

そこでは当然のことながら、国際競争力を持つ外国文化に対して、地域文化が競争を強いられることもあり、場合によっては競争力において劣る地域文化が衰退の危機に瀕することも少なくない。こうした文化的生産物をめぐ

る国際的な摩擦が、経済的問題なのか、文化的問題なのか、状況と立場によってアクターの主張は異なるが、それを端的に示したのがG A T Tウルグアイラウンドにおける米国とフランスの協議である。

欧州へのハリウッド映画の輸出を経済活動と見なす米国に対し、フランスは文化侵略と見なす論理を展開し、輸入規制を保持した。その後、この問題はG A T Tの後身であるW T Oにおける検討項目として再び議題にあがっているが、メディア産業のグローバル化と自国の文化産業保護政策との対立は、今後避けられない課題であり、フランスに代表される文化政策と米国に代表される市場原理との議論の行方が注目される。

(3) 「文化」における中心と周辺

西欧の歴史過程で誕生した資本主義イデオロギーがヘゲモニーを確立し、西欧文化がグローバルスタンダードとして確立しつつある現在、「文化帝国主義的」パースペクティブに対して、「文化多元主義的」パースペクティブがないわけではない。

トランスナショナルなコミュニケーション・サービスを展開しているのは、先進国資本による多国籍企業のみならず、第三世界のメディア企業も含まれる。ブラジルやメキシコのメディア産業は、ラテンアメリカを中心とするスペイン語圏のメディア市場にソープオペラを大量に輸出しているし、メディア先進国の米国においても大手のスペイン語テレビ放送局 Telemundo にソニーが出資するなど、エスニック市場の需要は拡大している。東アジアに目を向ければ、先進国とはいえ、非西欧国家の日本製コンテンツに対するニーズが、台湾や香港などの中華圏を中心に高まっている。

しかし、これらは注目される動向ではあるものの、いずれもある地域内に限定された状況であり、総収益などで比較しても現時点では西欧のメディア・コングロマリットには遙かに及ばず、「文化多元主義的」パースペクティブの強力な論拠となりえないのが現状である。

ただし、これらの国々が将来、コミュニケーション・サービスにおける地域大国になる可能性まで否定するわけではない。ハリウッドに代表される西欧発のメディア産業が、国際競争を意識した文化生産物を輸出しているのに対し、第三世界におけるこれらのメディア産業は言語や宗教などの共通の文化的背景を持つ地域メディア市場においてヘゲモニーを確立する可能性があ

る。言い換えるなら、先進国メディア企業を中心として、その周辺に第三世界の有力メディア企業が位置し、さらにその周辺に競争力の劣るメディア企業が位置するという構造が成立する可能性は十分あり得るのである。いわば、これはI. ウォーラースティン（I. Wallerstein）が論じる「世界システム論」的なパースペクティブだが、経済領域のみならず、文化領域においても階層構造が成立し、資本主義的イデオロギーを背景とした西欧文化を中心に、各文化圏が相互に優勢な文化との対立と受容を繰り返す可能性は否定できない。

確かにユネスコの新世界情報通信秩序宣言（New World Information and Communication Order）に代表されるような情報流通におけるバランスの是正が必要だという主張は根強いが、現実的課題としてそれを実現するのは困難である。なぜなら、「文化帝国主義」に対する批判は、結果的に現代の支配的システムである「資本主義イデオロギー」の批判に繋がり、最終的には「近代性」の拒否に行き着くからである。ある歴史過程における支配的システムである中心とそれに従属する周辺という構造は、アクターの役割交換は行われても永続的なものであり、それゆえにどの時代においても、「文化帝国主義」は適用しうる概念だと思われる。（上原伸元）

2 - 2 批判的国際コミュニケーション論の展望

（1）カルチュラル・スタディーズの貢献

周知の通り、批判学派における論点对立を以下のように示すことができよう。

- ・ political economy：政治経済学的アプローチ
- ・ cultural studies：カルチュラル・スタディーズ（文化研究的アプローチ）

政治経済学的アプローチは、社会構成体における経済的審級の決定力を重視するが、一方でカルチュラル・スタディーズは、経済決定論を否定し、文化的な領域の経済に対する相対的自立を主張するものであり、また特にそこでの権力作用の分析に焦点をあてるものである。政治経済的研究においては、経済的審級の分析が中心となり、また経済決定論的視点から行われるらしい

があるため、例えば支配と規律に関する問題、いわば政治の問題を扱うとしても、そこで焦点となるのは、いわゆる「マルクス主義」的な階級関係に関するものが中心となる可能性が高い。

カルチュラル・スタディーズ的アプローチは、特定の支配関係のみに還元されない開放性を有している。例えば、民族、ナショナリティ、世代、ジェンダー等の諸問題を扱いうるし、また現在問題化ないしは言語化されていない潜在的あるいは無意識的な政治的位相さえも扱いうる可能性を有しており、さらにそれらの間の複雑な諸関係をも射程に入れうるという点において評価されるべきである。ただし留保しておきたいのは、そうした多元的な政治的分析が、旧来の多元主義的な政治学とさしてかわらぬものとなるならば、ことさらカルチュラル・スタディーズ的アプローチの有効性を言い立てることはない、ということである。ここで論者の意識するカルチュラル・スタディーズとは、共時言語学や、記号論、構造主義的な知に基づき、言語的、言説的位相の分析の重要性を背景に有し、経験的な領域を超えたところで分析的知見を得ることを可能にする知的アプローチである点、指摘しておく。

(2) 経済的なものの定位

カルチュラル・スタディーズ的アプローチの重要性を認めた上で、しかし、国際的なコミュニケーションを問題にすると、経済的な側面（特にグローバルな資本の運動）を無視して語ることはできない、という点を強調したい。サービス貿易に関する米国と欧州との摩擦、メディア・コングロマリットの世界進出は現実の経済的問題である。これは「文化侵略が資本主義のグローバル化にイデオロギー的に寄与する」とか「異なる読みは、文化的支配に対する対抗的な文化の存在の証左である」といったイデオロギー論的問題ではなく、まずもって資本の問題であり、この場合、文化的な問題は資本の運動に対するリアクションとして捉えるべきと考える。

例えばグローバルな資本の運動に対するリアクションとして、ナショナルスティックな保護主義的言説が生み出されるものであり、また、批判的言説としての文化帝国主義という問題構成自体も、まさに外国メディア企業の国内市場進出によって生み出されたある種の知的反応なのである。国際コミュニケーションにおける資本のグローバルな運動の優位は、カルチュラル・スタディーズ的アプローチをとる場合でも、考慮しておかなければならない。

(3) 個別性の重視 マードックの日本進出を例として

ただし、このとき個々の事象の特殊性を十分考慮に入れる必要がある。これは文化的な領域についても、政治経済的な領域についてもいえることであり、それらを単に経済的なものの優位の下で一般論で括ってしまうとき、経済決定論への逆戻りや単純な還元論に陥る危険性があると考ええる。つまり日本においては、日本にとって特殊な問題があるのである。

例えば、マードックの日本進出は、基本的には資本のグローバルな運動として理解しなくてはならないことであるが、ここで考慮すべきなのは、放送という分野のマーケットとしての特殊性、日本に特殊な歴史的背景、ニューズ・コーポレーションに特殊な歴史的背景や世界戦略におけるアジア、さらには日本の位置づけ等々の様々な個別の要素及びそれらの関係性であろう。

特に、マードックの日本進出に対する日本国内のメディアの反応としての「黒船」という表象の提示などは、一般化してしまえば資本のグローバルな運動に対するドメスティックな言説的反応として括り得ようものであるが、より深い理解のためには、日本に特殊な歴史的背景を考慮に入れることが重要であると考ええる。マードックの日本進出は、現代日本の言説空間において、ペリー提督の「黒船」来航という歴史的事実の象徴的回帰として表象されているのであり、だとするならば、百数十年前の出来事と現在の出来事との関係性を精査してみることもあながち無駄なことではないと思われる。ペリー来航は、ある意味では後々まで影響を落とす日本の近代化にとっての「トラウマ(精神的外傷)」と考えることが可能であり、実はこの傷こそが、想像の共同体としての近代日本という国民国家とその外部(他者)を結ぶブラックボックスを形成しているのだという見方ができるであろう。

ナショナルなものは、そのみで自律、完結した観念ではなく、その外部との関係において、喚起され、さらに再生産される。例えば「外圧」といった表象は、外国からの働きかけを直接には意味表示するが、同時に、外国から圧力をかけられる「内部」(国内)というものを同時に意味表示しているのである。「黒船」は日本に特殊な外部との関係を規定するある種の象徴的機能を果たし、マードックの進出においてもそれは象徴的に回帰したのである。

(4) 批判的展望

それでは、マードックの日本進出、「黒船」としてのマードック進出について、それをどう評価するのか、という問題が生起する。これは例えば以下のようなタイプの二者択一の選択、すなわち、「黒船」が封建的な日本を近代化へと起動される「外圧」となったように、マードックの進出を、寡占状態とっていい日本の放送市場に風穴をあけるものとするのか、あるいは、これまで築き上げられた放送文化の喪失を招きかねない事態として捉えるのか、といった二者に収斂されがちのように思われる。

しかし、上に表象されている「日本」とは、まさに想像の共同体としての「日本」であり、観念的なものであるということに注意を払うべきである。この「日本」とはある意味で、全ての人にとっての日本であり、また同時に誰のものでもない日本である。上記のような二者択一の議論を提示した途端に詳細な分析によって明らかになるであろう利益関係は捨象されてしまい、「日本」という表象の代表性の罨にはまる危険性が生起する。また同時に上記のような二者択一の立場の選択は、「日本の放送」という産業／制度の自明性を前提にしてなされているのであり、その点に関する批判的な認識を欠いている。さらにはホルの図式を引くまでもなく、放送は受け手の側のプロセスなしには成立しないコミュニケーションである。「日本」の放送という表象の罨は、受け手の不在において産業／制度のみを代表してしまう点にあるのだ。

しかし、一方において受け手の存在の単なる称揚は、再び同じような表象の代表性の罨に陥ることになりかねない。また、能動的受け手を称揚する言説（アクティブ・オーディエンス論）の批判的有効性を手放しに異議なしとしない。受け手が十分能動的な存在であるならば、既に受け手は社会変容の担い手として十分成立しているわけであり、であるならば、能動性称揚の言説は、むしろ現状追認の線にとどまる危険性が高いと考えるからである。受け手に依拠することは、国際コミュニケーション論にとっても重要であることは確かであるが、受け手という表象のイデオロギー的機能に注意する必要があるのだ。

ここで論者は、批判的に有効な研究の方向性を、カルチュラル・スタディーズの切り開いた多様な支配関係の分析可能性にみたい。それは、何かを代表

するという表象の機能と、実際の具体的な集団及び諸個人における支配的諸関係を分析可能だからである。これは端的に述べるならば、国際コミュニケーション的諸関係におけるイデオロギー言説分析を志向するということである。例えば、ポスト文化帝国主義的アプローチにおける文化多元主義という理念において、表象の代表性の罫（言説のイデオロギー的機能）が起動しないかどうか、という点を視野にいれることこそ、批判理論にとって肝要なものであると思われる。（椎名達人）

2 - 3 「グローカリゼーション」への可能性

（1）「グローバル」「ローカル」「国家」の三極構造の概念

「グローバル」という言葉についてよく引用されるのは、1960年代にマーシャル・マクルーハンが唱えた「グローバル・ビレッジ」の概念であるが、マクルーハンはグローバル・コミュニケーション・ネットワークにより世界が一つの地球として結ばれると示唆していた。一方、「ローカル」という言葉は、一定の地域や場所に属するという意味で、「グローバル」とは相対する概念である。そして、この2つの用語は、「国家」という枠組を越え議論されがちであるが、国際的メディア企業が拡大し、コミュニケーション技術の進展により情報が即座にグローバルに伝えられる現状においても、国家を主体としたコミュニケーション政策は存在する。モハマディは、国家の政策策定を政治、経済、文化面での意思決定において重要なレベルにあると位置づけている（A. Sreverny-Mohammadi, 1991）。情報を通じて世界はグローバルに凝縮されながらも、その構成要素は国家であり、「グローバル」と「ローカル」は国家を介して相互依存の関係を築いていると捉えられる。

（2）シンガポールを例とした三極構造

一国における三極構造の視座を複数民族国家のシンガポールを例に挙げてみると、同国は1980年代以降、アジアにおけるコミュニケーションのハブとなることを見据え、コミュニケーション政策を推進してきた。欧米を中心とした海外の企業を積極的に誘致するための環境整備を行い、国内では英語教育が強化され国民の情報リテラシーに対する関心は高い。その結果、香港が

中国に返還された現在、シンガポールをアジアの拠点とする企業は着実に増えている。しかしながら、世界規模のグローバリゼーションに対する外向きの政策とは逆に、国内のコミュニケーション政策は衛星放送の直接受信が禁止されているように厳しく規制されているのが現状である。複合民族国家という特性上、国家秩序の安定を保持するために、異質なイデオロギーの流入を制限する政策が行われてきたのである。

「同質性」と「異質性」に関連してアパデュライ (A. Appadurai) は、グローバルな相互作用の中心的課題は、文化的同質性と文化的異質性との緊張にあると述べている (A. Appadurai, 1990)。この同質性と異質性を「グローバル」と「ローカル」に置き換えると、その間に介在する「国家」の政策がグローバルな相互依存関係の緊張に影響を与えると考えられる。我々は、人種、民族、言語、宗教、文化、政治システムなどにより特色づけられるそれぞれの国や地域に暮らしているが、グローバル・ネットワークの拡大がもたらす情報の同質性をもって、国家というフィルターを通すことにより、民族や文化が同質化され変わるものではないということがいえるだろう。シンガポールの例に戻ると、同国は、一方ではグローバルな同質性を享受し、また他方ではローカルの異質性を保持しているのが特徴といえ、その間の緊張を左右しているのが、政府によるコミュニケーション政策なのである。

(3) 「グローバリゼーション」から「グローカリゼーション」へ

今後の展望として、「グローバル」と「ローカル」のシナジーの視点として、ロバートソンが提唱する「グローカリゼーション」(Glocalization) という新たな概念を取り上げたい (R. Robertson, 1995)。それは、「グローバリゼーション」という言葉が、同質性を柱とするより狭い概念で捉えられローカルへの言及が欠如しがちな点に対し、社会変化の過程の中で「グローバル」は「ローカル」を補填するものではなくつながりを含むものであり、その線上に「グローカリゼーション」があると考える考えである。「グローバル」をテーゼ、「ローカル」をアンチテーゼと仮定するなら、「グローカリゼーション」はシナジーといえよう。

文化多元主義論においては、グローバリゼーションが楽観的に論じられがちであるが、ロバートソンの「グローカリゼーション」という「ローカル」

を視野に入れた概念，およびモハマディのグローバルとローカルの間にある「国家」構造を考慮することは，1990年代以降の複雑な国際コミュニケーション構造を検証する上で有益な概念といえよう。（朝桐澄英）

2 - 4 日本発のマンガ・アニメにみる国際コミュニケーション論

西欧の社会科学理論で提示されてきた図式は，近代化 = 工業化 = 合理化であり，それはとりわけ西欧化を指し，いわゆる西洋から途上国へのコミュニケーションの流れから論じられてきた。今までの国際コミュニケーション論は西洋発信のものを中心に扱っていたと言えよう。

現在，日本のマンガ・アニメは欧米を始め，アジア諸国に普及している。日本の大衆文化の一つとして，これほどまでに海外に浸透していったのはなぜか。そこにはどんな意味があるのか。ここで日本発のものを扱うことは，従来の論説に新たに修正を加える意味合いがあると考えられる。ここでは，今や世界的な広がりを見せている日本のマンガ・アニメを重要なケース・スタディとして取り上げ，とりわけアジアへの進出について記述する。

（1）日本のマンガ・アニメ市場の現状と海外進出

1998年のマンガ市場（販売金額）は5,680億円（前年比99.6%）で，出版全体におけるマンガの比率（部数ベース：37.4%，金額ベース：22.3%）は，金額・部数ともに増加している（電通総研，2000）。コミックの売れ行きは好調（前年比102.1%）で，売り上げ上位を占めるマンガのほとんどがテレビドラマ化，テレビアニメ化，ビデオアニメ化されている。

一方，1998年のビデオソフト，劇映画，テレビ放送（制作売上ベース），企業映像におけるアニメ売り上げは国内1,550億円（前年比94.7%）で，劇場用アニメーション推定配収は110億4,000万円となり，セルカセットでは相変わらず宮崎駿作品が好調である（電通総研，2000）。

日本のテレビアニメは，1980年代に世界中で放映されるようになった。1984年に宮崎駿による「風の谷のナウシカ」が登場したのをきっかけに，日本の劇場用アニメが世界で注目されるようになった。アメリカでは，1993年に「となりのトトロ」が公開され，1995年には，土郎正宗が描く「攻殻機動隊」のアニメ版がついに売り上げナンバーワンを獲得した。1999年7月から

「もののけ姫」が全米1,000館規模で公開されている。

アメリカでは、日本のアニメはマニア向けと認識されており、子供向けとしてテレビ放映されるものは多くない。「ニューヨーク・タイムズ」は、「アメリカでアニメとは厳密には成人向けの日本製アニメーションを指す」と伝え、研究者は、「アニメ」を「日本が西洋の言葉から借りたアニメーションの外来語で、今では西洋のファンが日本版を他の国のそれと区別するのに用いられる」とさえ定義している。

欧米のテレビ放送では、「暴力的な表現」や「セクシーさを強調した表現」への規制は厳しい。アメリカでは、「セーラームーン」の入浴シーンで胸の谷間が塗りつぶされ、フランスでは、「北斗の拳」がきわめて暴力的で子供の教育上よくないとの理由で放送中止となった事例などがあげられる。

(2) 韓国への日本のマンガ・アニメの流入

アジア諸国への日本マンガの進出には一定のパターンがある。まず日本製のアニメ化がテレビで放映されて人気を得る。すると原作本が海賊版が現れるが、この場合、原作に忠実な翻訳本よりも自国民に受け入れられやすい勝手な翻訳の方が面白がられる傾向がある。最近では、著作権に関しての法的整備が進み、正式な契約のもとに原作本が出版されるというパターンが定着してきている。

当時の国際社会における文化進出の説明として「従属理論」が広く受け入れられつつあったこともあり、1970年代の韓国では、文化的従属論や文化帝国主義の観点から、外来大衆文化の浸透を批判する見方があった。とりわけ、アジア諸国に対する日本の大衆文化の浸透は、政治的、経済的、文化的な支配を強め従属国に編入しようとするものだとの痛烈な批判にさらされた。衛星放送のスピルオーバーを、「空からの文化帝国主義的侵略」として批判したことは記憶に新しい。

1998年10月、韓国政府は日本の大衆文化の段階的開放を宣言したが、その是非をめぐる議論では、日本の「文化侵略」とともに韓国の大衆文化産業が受ける打撃を懸念する意見がかなり強かった。

韓国文化観光省の1997年の推計によると、韓国国内の文化産業の市場規模（広告/放送/ゲーム/キャラクター/音楽/アニメ/ビデオ/劇映画）は1兆円に達する。広告と放送を除けば2,000億円程度となるものの、韓国に

とって、アニメ産業は決して看過できない市場である。韓国内市場での日本マンガ占有率は47%で、海賊版まで合わせれば90%に達すると言われている。日本マンガの開放により自国のマンガが葬り去られるのではないかと憂慮する声も出ている。

(3) 海外への日本アニメ進出における文化受容の態度

日本のマンガやアニメは、人種や言語、イデオロギーを超え得るツールとして世界に普及していると言われているが、相対国に流入する過程において、独自の文化概念や生活習慣に則り、政府の制限を受けたり、作品自体が加工修正されたりする。

現在韓国では、「ポケットモンスター」が放映され視聴率をあげているが、伝統的な日本家屋や閑取、日本語の看板などの場面はカットされ、日本語はコンピューターを使ってハングルに修正し、まるで韓国アニメのように変身させられている。「ドラえもん」のコミックは発売されているが、放送では、主人公の住む町や部屋の中、ストーリーが日本を強く感じさせるという理由で、事実上放送禁止状態となっている。全体として、過去の植民地統治の影響から、日本文化が色濃く反映した場面はカットされたり、独自に手直しされて出版、放映されているのが現状である。

しかし、テレビアニメを日本製（韓国語吹き替え）と知らずに見ている今の小学生達が大人になった時、韓国文化が維持されているかどうかを心配する声もある。こうした中で、1998年から韓国の3大テレビ（KBS, MBC, SBS）は、毎週30分から50分間、韓国産アニメ番組の放映が義務付けられた。その代わりに制作費の20%を国が負担している。最終的にアニメ番組の半数を韓国産にするのが目標である。

社会主義国家では、番組内の体制批判や反政府示威場面などは検閲され、イスラム圏国家では、卑賤だとするものや魔法を使用するものが主人公であるような番組の放送は許可されず、アニメといえどもミニスカートをはいた女の子の場面などは編集される。

欧米ではこうした事情は異なる。子供向けのテレビ番組において、暴力的な要素や猥褻な表現は徹底して排除されるが、日本の伝統的な文化や言語はそのまま受け入れられている。アメリカのマニアの間では、「MANGA」「OTAKU」という言葉が定着しているほどである。

以上、日本のマンガ・アニメ市場が巨大化し、海外に進出している現状を概観したが、なぜ日本は海外市場を開拓したのか、そしてそれはどのようにしてなし得たのかという疑問が提起されてくる。また、欧米を始めとして、とりわけアジアの諸国がなぜ日本のマンガ・アニメを受け入れたのかという疑問へと結びついていく。放送産業としてのテレビドラマは、これまで海外に進出するという発想はなかった。それは、国内放送で採算が取れるという産業構造があったからだ。それに対して、アニメの制作現場は零細企業の集合体であり、現にセル動画の制作などはアジア諸国に負っている部分が大きく、決してコングロマリットな産業にはなっていないという現状である。しかし、日本のマンガ・アニメが、ある一定の影響力を世界中にもっているのは事実である。こうしたことから、産業的背景についても考察する必要性が生じる。

元来、マンガやアニメは無国籍であるから海外でも受け入れられやすいと考えられているようだが、それぞれの国によって、その受容形態は異なっている。ひとつの国の歴史と文化がそのまま溶け込んでいるマンガやアニメを海外に輸出するためには、相対国の地域別の特性と文化的背景に従って審議基準の見通しを迫られる。それゆえに、マンガ・アニメをメディアとして捉え、国際間におけるコミュニケーションとしての生成過程を分析しようと試みるならば、相対国との歴史的・文化的差異にも考慮することが重要だと考える。

アニメは、セルビデオは別として、放送権の販売という形態で展開されるビジネスである。それに対して、マンガは出版物の販売として取り扱われるビジネスである。それゆえに、マンガの方が海賊版が出やすいという要素がある。このように、メディアとしての表現形態も異なり、流通経路も異なるマンガとアニメを同様には論じられないかも知れない。また、アニメは、キャラクターの存在が別のビジネスを生んでいくという、メディア生産物としての特殊性を有しており、単純に放送権の販売のみには限られない要素があるということも視野に入れておく必要があるだろう。

以上のことから、これまでの国際コミュニケーション論で展開されてきたような単純な、開発コミュニケーション、文化帝国主義、文化多元主義などのパラダイムには決してあてはまらない複雑な事情がさまざま浮かび上がってくる。従来モデルとは適合しない部分を検証するのに、日本のマンガ・

アニメは恰好のケース・スタディであり、こうしたことへの分析を試みることは、国際コミュニケーション論研究にとって、新しい知見を加えることになると考えられる。(原田繁)

おわりに

以上示してきたように、本論においては、複数の論者によって、これまでの国際コミュニケーション論の展開が簡単に記述されるとともに、複数の視点からの国際コミュニケーション論が展望されてきた。

論者ごとの展望を簡単にまとめるならば、

- 1) 資本主義が世界システムとして支配的である以上、ポスト冷戦的な環境が到来した現在においても文化帝国主義的アプローチの有効性・批判論的重要性が減少するものではないとするもの。
- 2) ポスト文化帝国主義アプローチの有効性を認めた上で、しかしそれが含むかもしれないイデオロギー性に注意を向けるべきであるとともに、経済的なものの重要性を再認識すべし、とするもの。
- 3) ポスト文化帝国主義的アプローチとして、新たに国家を加えたモデルやグローカリゼーションという概念を提示し、従来のグローバル-ローカルの二極的対立に基づく議論を乗り越えようとするもの。
- 4) 西欧発ではない日本発の国際コミュニケーションを精査し、その特殊性や複雑性をみていくことによって従来のアプローチを修正し、さらには乗り越えていこうとするもの。

と示しうるであろう。

それらの展望についてさらなる分析や討議を加えることは今後の課題となるが、現在の時点において国際コミュニケーションを論じるにあたり、文化帝国主義的アプローチについては、それに対していかなる距離をとるにせよ、意識せざるを得ない不可避の問題群を立ち上げたものとして一定の評価が与えられるべきであると思われる。文化帝国主義的アプローチの提起した諸問題に立ち返りそれを捉え返すことが重要である。既に乗り越えられつつあるともみられているこのアプローチが提起した諸問題は、現在及び今後の国際コミュニケーションを考える際の端緒なのだということができるとであろう。

(椎名達人)

< 参考文献 >

- Alger, D. (1998) *MEGA MEDIA*. Maryland, USA: Rowman & Littlefield Publishers.
- Appadurai, Arjun. (1990) 'Disjuncture and difference in the global cultural economy'. *Theory, Culture & Society* 7.
- Aysh, Muhammadi I. (1992) 'International communication in the 1990s: Implications for the Third World'. *International Affairs* 68.
- Fischer and Merrill. (1975) *International & Intercultural Communication*. NY: Hastings House.
- Fiske, John. (1987) *Television Culture*. Methuen.
- Fukuyama, Francis. (1992) *The End of History and The Last Man* (渡部昇一訳 (1992) 『歴史の終わり』 三笠書房)
- Hall, Stuart. (1980) 'Encoding/ Decoding'. Hall, S. et al. eds. *Culture, Media, Language*. Routledge.
- Giddens, Anthony. (1990) *The Consequences of Modernity*. CA: Stanford University Press.
- Golding, Peter and Harris, Phil. (1997) *Beyond Cultural Imperialism*. Sage
- Jian Wang. (1997) 'Global Media and Cultural Change'. *MEDIA ASIA* 24.
- Korzenny, Felipe and Schiff, Elizabeth. (1992) *Mass Media Effect Across Cultures*. Sage.
- Liebes, Tamar and Elihu Katz. (1990) *The Export of Meaning: Cross-cultural Readings of Dallas*. NY: Oxford University Press.
- Lerner, D. (1958) *The passing of traditional society: Modernizing the Middle East*. Glencoe, IL: Free Press.
- Parekh, Bhikhu. (1997) 'National culture and multiculturalism'. In Thompson, K. (eds.) *Media and cultural regulation*. Sage, pp. 162-194.
- Park, Hong-Won. (1998) 'A Gramscian approach to interpreting international communication'. *Journal of Communication*, Vol. 48, No.4, pp. 79-99.
- Petras, James. (1993) 'Cultural Imperialism in the late 20th century'. *Journal of Contemporary Asia* 23.

- Pye, L. W. (ed.) (1963) *Communication and political development*. (パイ [編著] [1967] 『マス・メディアと国家の近代化』NHK放送学研究室訳, 日本放送協会)
- Read, William H. (1976) *America's Mass Media Merchants*. MD: The Johns Hopkins University Press.
- Robertson, Roland. (1992) *Globalization: Social Theory and Global Culture*. CA: Sage Publications.
- Robertson, Roland. (1995) 'Glocalization: Time-space and homogeneity - heterogeneity' In Mike Featherstone, Scott Lash and Roland Robertson (eds.) *Global Modernities*. CA: Sage publications.
- Schramm, Wilver. (1964) *Mass media and national development: The role of information in the developing countries*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Schiller, Herbert I. (1991) 'Not yet the post-imperialist era' *Critical Studies in Mass Communication*. No. 8
- Sreberny-Mohammadi, A. (1991) 'The global and the local in international communications'. In Curran, J. and Gurevitch, M. (eds.) *Mass Media and Society*. (アナベル・スレバーニ - モハマディ (1995) 「国際コミュニケーションにおける「グローバル」と「ローカル」」(古川良治訳), J. カラン, M. グレヴィッチ編 『マスメディアと社会: 新たな理論的潮流』 児島和人, 相田敏彦監訳, 勁草書房)
- Sreberny-Mohammadi, A. (1997) 'The many cultural face of imperialism' In Peter Golding and Phil Harris, ed., *Beyond Cultural Imperialism*. Sage.
- Tomlinson, John (1991) *Cultural imperialism: A critical introduction*. (ジョン・トムリンソン (1993) 『文化帝国主義』片岡信訳, 青土社)
- _____. (1992) *Cultural Imperialism: A Critical Introduction (2nd edition)*. MD: The John Hopkins University Press.
- _____. (1997) 'Internationalization, globalization and cultural imperialism' In Thompson, K. (eds.) *Media and cultural regulation*. Sage, pp. 117-153.
- Taylor, E. B. (1980) 'Primitive Culture', In J. Goudsblom. *Nihilism and Culture*. Oxford, Basil Blackwell

ジャーナリズム研究会

Williams, R. (1983) *Key words*. London, Fontana

草薙聡志 (1999) 「『性と暴力』の文化輸出」『朝日総研レポート』99. 2. 18

清水勲 (1999) 『図説 / 漫画の歴史』河出書房新社

ウィルバー・シュラム (1967) 「コミュニケーションの発展と社会開発」, L. パイ編著 『マス・メディアと国家の近代化』NHK放送学研究室訳, 日本放送協会

電通総研 (2000) 『情報メディア白書2000』電通

林夏生 (1999) 「韓国の文化交流政策と日韓関係」平野健一郎編 『国際文化交流の政治経済学』勁草書房

H・フレデリック, 川端末人ほか (訳) (1996) 『グローバル・コミュニケーション』(松柏社)

ダニエル・ラーナー (1967) 「近代化に関するコミュニケーション理論をめざして - 考察の一片組み - 」, L. パイ編著 『マス・メディアと国家の近代化』NHK放送学研究室訳, 日本放送協会

G・リッツア, 政岡 (監訳) (1999) 『マクドナルド化する社会』(早稲田大学出版部, 原本は1996年刊)

「超巨大メディアの野望」『ニューズウィーク日本版』2000年1月26日号, pp. 14-31.

《研究ノート》

ジャーナリズムとNPO

改革運動の背景に見る日米の落差

藤田 博司

はじめに

21世紀を目前に控えて、アメリカではこの数年、ジャーナリズム改革のための動きが活発化している。シビック・ジャーナリズム（あるいはパブリック・ジャーナリズム）と呼ばれる試みはその一つ。1990年代前半からアメリカ各地の、主として比較的小規模の新聞や放送局が参加して続けられているこの運動は、ジャーナリストや研究者の間に大きな論議を巻き起こしたが、いまだに成否の結論は出ていない。

1997年夏、アメリカ・ジャーナリズムの「危機的状況」を訴えて発足した「憂慮するジャーナリスト委員会（Committee of Concerned Journalists = C C J）」には、2年余りのうちに1200人を超える賛同者が集まった。C C Jは99年夏までに、アメリカ各地で二十数回のフォーラムを催し、現在のジャーナリズムが直面する基本的な問題を、さまざまな角度から討論した。「多くのジャーナリストの間で、問題意識を共有できるようになったと思う」とC C Jの共同議長を務めるトム・ローゼンスティール（Tom Rosenstiel）はいう¹。

一方、日本には、ジャーナリズムの改革を目指す、そうした動きが見当たらない。個人レベルや小規模のグループとして改革を呼びかける動きはあるが、組織的、恒常的にそのための努力を継続している形跡は、少なくとも目には付く形ではない。なぜか。日本のジャーナリズムに改革の必要がないわけではない。アメリカの場合に劣らず、ジャーナリズムは多くの問題を抱えている。しかし動きがないのは、個人以上のところであえて問題を提起し改革を推進する責任を担う主体が存在しないからではないか。

アメリカでその責任を担っているのは、現場のジャーナリストや研究者が

¹ 筆者とのインタビューで（1999年9月14日、ワシントン）。

参加して作る大小数多くの非営利団体（NPO）であり、大学や研究所の教育・研究機関である。かれらの活動に要する経費は多くの場合、参加者自身の納める会費や民間助成財団などから寄せられる助成金でまかなわれている。助成金がなければおそらくたちどころに、これらの活動の大きな部分が支障をきたすだろう。

日本にはそうしたジャーナリストや研究者の団体もほとんどなければ、ジャーナリズムの改革を助成しようとする財団もない。大きな理由は、ジャーナリストという仕事がそれ自体、自立的、普遍的な職業として捉えられず、あくまで特定のメディア企業に属する仕事として考えられがちであること、そしてフィランスロピーをめぐる風土がアメリカとまったく異なることにあるように思われる。さらに付け加えればその背景に、日本のジャーナリズム全体にアメリカほどの危機感が乏しいことがあげられるかもしれない。

以下の小論では、アメリカにおけるジャーナリズム改革とNPOの関係を中心に、それが日米のジャーナリズムに対して持つ意味合いを考えてみたい。

改革への模索続く

1990年代は、アメリカでジャーナリズムに対する批判が大きな高まりを見せた時期の一つといって間違いはない。批判のきっかけを作った出来事は枚挙に暇がない。候補者側の巧みな情報操作にメディアが翻弄された80年代最後の大統領選挙戦、O・J・シンプソン事件をはじめとする有名人のスキャンダルやゴシップの過剰報道、そして情報源の不確かなニュースが確認の取れないまま次々に増幅された、クリントン大統領の「不倫報道」。コラムニストによる記事盗用やでっち上げも相次いで伝えられた。一面トップで伝えた特ダネを大企業からの抗議を受けて撤回、巨額の賠償金を払った新聞もあった²。

ジャーナリズムに対する批判はむろんいまに始まったことではない。アメリカのジャーナリズムは、これまでもさまざまな批判に繰り返して直面している。その都度、なにがしかの改革が試みられ、なにがしかの成果を収め

² 拙稿、「アメリカ・ジャーナリズムに見る伝統的価値の後退」『総合ジャーナリズム研究』東京社 1998年秋季号

てはきた。1920年代に「米新聞編集者協会(American Society of Newspaper Editors=ASNE)」が発足し、全国的な規模で初めてのジャーナリズム倫理綱領を設けたこともその一つといえる。第二次大戦後間もない1947年、ロバート・ハッチンス・シカゴ大学総長に率いられた12人の賢人グループが2年余にわたってジャーナリズムのあり方を議論し、メディアの社会的責任を強調する報告書をまとめたのも、高まるジャーナリズム批判に応えるためのものだった。

90年代は、戦後幾度か押し寄せたジャーナリズム批判の小さな波が一つにまとまって大きな波を形作った時期といえる。それは、戦後登場したテレビと、最近一躍脚光を浴び始めたインターネットなどの電子メディアを含む、新しいメディア環境のなかでのジャーナリズムに対する批判でもある。90年代に入って生まれた、いくつかのジャーナリズム改革の取り組みは、そうした状況に対処するための試みと考えられる。

シビック・ジャーナリズムないしパブリック・ジャーナリズムと呼ばれる運動は、そうした取り組みの一つである。伝統的な政治報道のあり方に対する反省から始まったこの運動は、ジャーナリズムと地域社会、ジャーナリズムと読者・視聴者の関係をより緊密にすることを目指し、主として地方の新聞やテレビの間で、その新しい手法が試みられている。有力紙やテレビ・ネットワークのような主流派メディアのジャーナリストたちは、これが客観報道の原則を崩し、市場指向型のジャーナリズムに陥る危険を指摘して、この試みを批判している。しかしこれらの批判にもかかわらず、シビック・ジャーナリズムの試みは90年代の米国で、ジャーナリズム改革の足がかりの一つとして注目を集めている³。

97年に始まったCCJの活動も、90年代のもう一つの改革への動きと考えられる。CCJは、この二年間、ほぼ月一回の割でフォーラムを催し、ジャーナリズムの理念からクリントン大統領のスキャンダルをめぐる報道のありかたまで、広範な問題を議論してきた。またCCJの活動を支援している「ジャーナリズム向上のためのプロジェクト(Project for Excellence in Journalism=PEJ)」では、優れたジャーナリストや研究者に委嘱して「アメリカの新

³ 拙稿、「パブリック・ジャーナリズム - メディアの役割をめぐる1990年代米国の論争」『コミュニケーション研究』上智大学コミュニケーション学会、1998年。

藤田 博司

聞の現状」にさまざまな角度から分析を加える作業を進めている。その結果は毎月『アメリカン・ジャーナリズム・レビュー (American Journalism Review)』に報告として連載されている。PEJはこのほか、地方のテレビ局によるニュース報道のあり方についても、質の向上を目指して調査、基準づくりに取り組んでいる⁴。

それぞれの目標掲げ

しかしジャーナリズム改革の動きを支えているのは、際立った足跡を残しているこうしたグループや機関だけではない。その活動目標に直接ジャーナリズムの改革を掲げていなくても、さまざまな分野で地道に良質のジャーナリズム実現のために努力しているグループは、ほかにも数多くある。それぞれのグループが目指すところは、言論・報道の自由の擁護から、ジャーナリズム教育の推進、メディアの現場における女性や少数民族の権利保護まで多岐にわたる。さらに民間のジャーナリズム研究機関や大学の教育・研究機関が加わって、より広い意味でのジャーナリズム改革を促す運動の裾野が出来上がっている。

個々のグループの実績や影響力にはおのずと大きなばらつきがある。豊富な資金と多数の人材を擁して研究・教育活動をする機関もあれば、個人会員からの会費を中心に運営されている小さな組織も少なくない。何十年にもわたる活動の歴史を持つ組織もあれば、比較的最近に活動を始めたところもある。しかしこれらのグループの多くに共通していることは、非営利団体(NPO)の形をとってそれぞれの目標実現に向けて活動していることである。

こうした組織がアメリカにどのくらいの規模で存在しているのか、ポインター研究所(Poynter Instituteフロリダ州セントピーターズバーグ)の資料からうかがえる。同研究所が公表している「ジャーナリズム関連ウェブサイト」のリストには、ジャーナリズム関連の団体として掲げられているものが55、学校ないし研究機関として掲げられているものが29、さらにジャーナリズム関連の刊物として掲げられているものが27を数える(1998年6月現在⁵)。これらのリストが完全なものとは言えないが、主だった団体や機関が網羅さ

⁴ <http://www.journalism.org/ltv.html> 調査の結果などは *Columbia Journalism Review* に発表されている。

⁵ <http://www.poynter.org/>

れていることから見て、ある程度、実態を反映した数字と考えられる。

このうち、ジャーナリズム関連団体を組織の目的ないし機能別に大まかに分類すると、職能団体とみなされるものが25、ジャーナリズム一般ないし特定分野の質の向上を目指すものが12、教育・啓発を主眼とするものが7、言論・報道の自由の擁護、促進を掲げるものが4、残りがその他となる。職能団体の中には、それぞれ70年以上の歴史を持つA S N Eや「プロフェッショナル・ジャーナリスト協会 (Society of Professional Journalists= S P J)」が含まれている。特定分野のジャーナリストや女性、少数民族出身のジャーナリストのための団体もある。ジャーナリズムの質の向上を目標とする団体には、国際的な広がりをもつ「新聞オンブズマン機構 (Organization for Newspaper Ombudsman= O N O)」などがある。また言論・報道の自由擁護を目指す団体には、豊富な資金を背景にジャーナリズム研究からジャーナリストの教育・訓練、市民に対する啓発活動など広範な分野で影響力をもつ「フリーダム・フォーラム (Freedom Forum)」がある。世界各地のジャーナリストの安全と保護を目標とする「ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists= C P J)」もこのグループに含まれる。

研究機関のリストのなかには、フリーダム・フォーラムのように複数の機能、目標をかかげている組織については重複している部分もある。「アメリカ・プレス研究所 (American Press Institute)」のように半世紀以上の歴史をもつ機関もあれば、「ピュー・シビック・ジャーナリズム・センター (Pew Center for Civic Journalism)」のように90年代半ばに設立されながらすでに顕著な役割を果たしているものもある。ただこの中には、全米の大学のジャーナリズム学部ないし大学院のものは数えられていない。日本の大学よりはるかに充実したプログラムを持つアメリカの大学の、ジャーナリズム学部および大学院の存在を考慮に入れるなら、アメリカのジャーナリズムの改革を支える基盤は、ウェブサイトの数字が示すより確実に大きな広がりを持っているといえるだろう。

これらの団体や機関の活動とともに、ジャーナリズムに関する定期刊行物も、改革への動きを促がす要因の一つに数えられる。ポインター研究所のリストにある刊行物の中には、先の団体や研究機関が発行しているものが少なくない。しかしそれとは別に、ジャーナリズムの監視、批判を主たる目的としている刊行物もある。それぞれメリーランド大学とコロンビア大学のジャー

藤田 博司

ナリズム学部が発行母体になっている『アメリカン・ジャーナリズム・レビュー』(月刊)と『コロンビア・ジャーナリズム・レビュー (Columbia Journalism Review)』(隔月刊)はその代表的なものだし、98年夏に創刊された『ブリルズ・コンテンツ (Brill's Content)』のように、商業ベースで発行されているものもある。このほか進歩派の「FAIR (Fairness and Accuracy in Reporting)」や、保守派の「AIM (Accuracy in Media)」のように、それぞれ政治的な立場を明確にして、刊行物やインターネットを通じてメディア批判を行っているグループもある。

また近年、『ニューヨーク・タイムズ (New York Times)』や『ワシントン・ポスト (Washington Post)』、『ロサンゼルス・タイムズ (Los Angeles Times)』といった有力紙や『タイム (Time)』、『ニューズウィーク (Newsweek)』などの週刊誌もメディア問題の専門記者を置き、ジャーナリズム関連ニュースの取材、報道に力を入れている。そうした報道が一般読者のジャーナリズムに対する関心を高め、ジャーナリズムにこれまでより厳しい目を向けさせているということもいえる。

活動支えるもう一つのNPO

90年代のアメリカでジャーナリズム改革の原動力となっているのは、こうした団体や機関の活動である。そしてそれを背後で支えているのは、それぞれの団体や機関に参加している個人としてのジャーナリストや研究者であり、グループの活動の目的や趣旨に賛同して提供される民間の寄付や財団の助成金である。個々の組織がどの程度、その活動を寄付や助成金に依存しているのか、明らかにする資料はないが、多くの場合、とりわけ規模の大きい団体や機関の場合、寄付や助成金抜きで活動を継続することはほとんど不可能と思われる。先に挙げたいくつかの団体、機関のうち、フリーダム・フォーラムのように活動の資金をすべて自前の資金源からまかなえる組織はむしろ例外で、ほとんどの場合、他の財団や個人に助成金や寄付を仰がねばならない。アメリカでは、こうした組織の必要に応じて資金を提供するもう一つのNPOが存在するところに、日本との大きな違いがある。

企業や個人によるフィランソロピーが発達しているアメリカでは数多くの財団や基金が、ジャーナリズムの分野に限らず、さまざまな活動に助成金を支出している。主としてジャーナリズム関連の事業に関与しているナイト財

団 (Knight Foundation) のハリー・マイヤー (Harry Meyer) 氏から提供された資料によると、97年現在でジャーナリズムに関連する事業や活動に助成金を出した財団ないし基金は35を数えている⁶。これらの財団や基金のほとんどは、何らかの形でメディア事業に関係がある。新聞事業の創業者の遺産で設立、運営されているものや、現存のメディア企業が資金を提供して運営に関与しているものなどがある。ナイト・リダー (Knight-Ridder) 新聞系列のナイト財団やガネット財団 (Gannett Foundation) が衣替えしたフリーダム・フォーラムなどは前者の例だし、ニューヨーク・タイムズ財団 (New York Times Foundation) やシカゴ・トリビューン財団 (Chicago Tribune Foundation) などは後者の例である。ちなみに新聞関係の財団・基金の主だったところを挙げると、コプラー財団 (James S. Copley Foundation)、コックス財団 (James M. Cox Foundation)、ダウ・ジョーンズ新聞基金 (Dow Jones Newspaper Fund)、フィリップ・グレアム基金 (Philip L. Graham Fund)、ニューハウス財団 (Samuel I. Newhouse Foundation)、スクリプス・ハワード財団 (Scripps Howard Foundation) などがある。

これらの財団や基金でも、助成の対象はジャーナリズム関連の事業に限られているわけではない。対象の分野は社会福祉、教育、芸術、医学研究など多岐にわたり、ジャーナリズム関連の比率はむしろ小さい。また、ジャーナリズム関連の助成対象も、大学や研究機関をはじめ、さまざまなジャーナリスト団体、ジャーナリストの教育・訓練計画、ジャーナリストを目指す学生への奨学金、さらには言論・報道の自由の擁護を目指す啓発事業など、広い範囲に及んでいる。

助成の規模も、大は年間100万ドルを超えるものから小は数千ドル程度まで大きな差がある。例えばナイト財団は、96年にミズーリ大学とワシントン・アンド・リー大学にそれぞれ150万ドルを寄付してジャーナリズム関係の「ナイト講座」を設けている。フリーダム・フォーラムは同じ年、ノース・カロライナ大学に44万5000ドル、ハワイ大学財団に33万ドルを贈って、ジャーナリストが大学院博士課程で学んだりアジアの文化や現状を研究したりするプログラムを支援している。フリーダム・フォーラムはまたこの年、市民への啓発を

⁶ Harry Meyer, "Marked Grantmaker Records" 筆者あてに電子メールで送られてきた資料 (A4版全44ページ)。

目的とする「ニュージウム（Newseum=ニュース博物館）」の開設に向けて1430万ドルを支出している⁷。

これらの財団の資金は、財団の資産運用益のほか、一般の個人や企業からの寄付、それに関連企業からの寄付などが中心になっている。ナイト財団の場合、97年の助成金総額は419件、4090万ドルに上っている。総資産額約12億ドルというナイト財団では助成金の大半が資産運用益から出ているようだが、資産規模の小さな財団などでは、助成金の大部分をむしろ個人や企業の寄付に依存しているところが多く、なかには総資産額を上回る寄付を集め、そのまま助成金に支出しているところもある。フリーダム・フォーラムのように外部からの寄付を原則として受け入れない財団は別として、多くの財団が年間、上は数千万ドルから下は数万ドルまでの寄付を集めている⁸。

こうした民間財団や基金からの支援がいまや、アメリカ・ジャーナリズムの質を支える不可欠の要因になっているとって言い過ぎではない。その一例をメリーランド大学ジャーナリズム学部に見ることができる。ワシントン郊外にあるこの大学にジャーナリズム学科が設けられたのは1947年、学部昇格したのは72年、アメリカに数ある大学のジャーナリズム学部としてはまだ歴史が浅い。学部生が約600人、大学院生が140人、専任教員は21人と、規模も決して大きくないが、88年には「模範的なジャーナリズム学部」11のうちの一つに選ばれた⁹。

特徴の一つは、現役の中堅ジャーナリストを対象にした「ナイト・センター（Knight Center for Specialized Journalism）」「ケーシー・ジャーナリズム・センター（Casey Journalism Center for Children and Families）」での短期間の教育・研修計画を持っていることである。この数年間でこの研修に参加した記者、編集者の数は1000人にのぼるといふ。またこの学部では、ジャーナリズム批評誌の一つ『アメリカン・ジャーナリズム・レビュー』を編集、発行している（発行部数2万7000部）。学部長が発行責任者、専任教員の一人が編集長を兼務し、ジャーナリズム全体に関する広範な話題を取り上げている。こうした活動を通じて、大学とジャーナリズムの現場との強い絆を維持

⁷ Meyer, "Marked Grantmaker Records," Freedom Forum の項目から。

⁸ Meyer, "Marked Grantmaker Records"

⁹ University of Maryland brochure, "Maryland's Top Ranking Recognized in Major Study of J-Schools"

しているといっている。専任教員のなかにジーン・ロバーツ (Gene Roberts 元『ニューヨーク・タイムズ』編集局長)、ヘインズ・ジョンソン (Haynes Johnson 元『ワシントン・ポスト』記者) といった著名なジャーナリストを擁していることも、この学部の特徴に挙げられる。

州立大学がこれらのプログラムや人材を揃えられるのは、やはり民間財団からの財政的支援があるためである。ナイト・センターの場合、87年の設立以降、その運営のためにナイト財団は280万ドルを贈って支援してきた。ケーシー・センターでの研修計画には、アニ・ケーシー財団が毎年50万ドルの助成金を提供している¹⁰。ジョンソン記者を教授に迎えられたのもナイト財団の支援によるものである。商業ベースでは経営の苦しい『アメリカン・ジャーナリズム・レビュー』のやりくりを陰で支えているのも、ナイト財団からの助成金である¹¹。こうした財団からの支援がなければ、メリーランド大学ジャーナリズム学部の優れた特徴はたちどころに失われてしまうだろう。

これら一連の事実から、アメリカにおけるジャーナリズム改革に向けた動きのなかのさまざまなレベルで、個々のジャーナリストが自発的に参加する団体や大学、研究機関が活動し、その活動を民間の財団や基金が財政的に支援している構図が浮かび上がってくる。改革が具体的な成果を生むかどうかはともかく、改革への動きを持続させる力が十分に残されているように思われる。

乏しい改革への動き

翻って日本ではいま、アメリカの場合に相当するジャーナリズム改革の動きはほとんど見られない。日本のジャーナリズムが抱える問題は、アメリカのそれに劣らず深刻といえる。この数年だけを振り返っても、いわゆるTBSオウム報道をはじめ、松本サリン誤報事件、椿発言問題など、ジャーナリズムの根幹に関わる不祥事が繰り返し起きている。これら個々の問題をめぐってメディアの世界の内外から批判や反省の声が上がったが、そうした批判や反省がジャーナリズムのありようを根底から見直すような改革には、今のところつながっていない。放送界による97年の「放送と人権等権利に関する委

¹⁰ “Journalists and At-Risk Children,” and “Developing Depth,” *Journalism at Maryland*, Spring 1997, University of Maryland at College Park, pp.12-15.

¹¹ Reese Cleghorn ジャーナリズム学部長と筆者とのインタビュー (1999年9月14日)

員会機構（ＢＲＯ）」設立を唯一の例外として、あとはさまざまな批判も反省もすべて企業や組織の内側に溜め込まれてしまい、ジャーナリズム全体の問題として、企業の枠を越えて問題解決に取り組む努力には発展しなかった。

それは、日本のジャーナリズムが新聞社や放送局という企業の枠の中でしか機能してこなかったことの結果である。記者や編集者は、それぞれが所属する企業のなかでの記者や編集者であり、自分たちをジャーナリストという企業横断的な専門職業家集団の一員として捉えようとはしない。ジャーナリストとしての普遍的な価値を共有することができず、個人としてのジャーナリストの自覚も乏しくなる。ジャーナリズムの価値よりも企業の利害を優先させて考えがちになる。その結果、ジャーナリズム全体に関わるような問題に直面しても、企業のなかで対策を立て善後策を講じて「解決」してしまう。日本のジャーナリズムがしばしば「企業ジャーナリズム」と称される理由はそこにある。

日本のジャーナリズムないしジャーナリストのこうした「企業性」は、現場の記者や編集者が個人の資格で自主的に参加する職能団体がほとんど見当たらないことによく表れている。日本には、アメリカのＡＳＮＥに相当する編集者の団体もなければ、ＳＰＪに相当するジャーナリストの組織もない。日本でこれらに比較的近い組織は「日本ジャーナリスト会議（ＪＣＪ）」かもしれない。が、その規模や影響力は、例えば会員数一万四千人のＳＰＪには比ぶべくもない。アメリカの職能グループの中にはこのほか、科学、環境、宗教などの特定の取材分野に関心を持つジャーナリストのものを含め、先に指摘したとおり、数多くの団体がある。日本には、明確な目的を掲げ恒常的に活動しているこの種の団体が、皆無とはいえないにせよ、ほとんどない。

新聞労働者の多くが加入している企業内労働組合の上部組織として「日本新聞労働組合連合（新聞労連）」があるが、これはあくまで組合単位で参加している組織であり、ジャーナリスト個人の自由意思で参加する団体ではない。最近の新聞労連が記者クラブ問題の見直しや新たな倫理綱領策定などでジャーナリズム改革に意欲を示していることは評価しなければなるまい。しかし労連の提言や呼びかけによって取材現場に大きな変化が現れた兆しがかげえないところを見ると、労連の主張が個々の記者や編集者に浸透しているとはとうてい言えそうにない。そこに、個人のジャーナリストではなく組

織で構成する労連の、個々のジャーナリストに対する影響力の限界がはっきり表れている。日本新聞協会や民間放送連盟はジャーナリズム関連の有力な民間団体ではあるが、当然のことながらそれぞれの業界を代表する機関としての性格が強く、個人としてのジャーナリストの自由な意思が反映される場所ではあり得ない。

フリーダム・フォーラムやC P Jのようにジャーナリズムの普遍的価値の擁護、実現を正面から目的に掲げて活動するNPOも、日本にはほとんどない。ジャーナリズムやメディアの問題を、特定の企業や業界から独立したところで調査・研究する民間の機関も少ない。会員の会費で支えられ、調査・研究、啓発活動を行っている「総合メディア研究所」は、その数少ない例外だろう。日本新聞協会の新聞研究所(現在は発展的に解消、教育文化財団に)、民間放送連盟研究所、NHK放送文化研究所などがこれまで一定の役割を果たしていることは確かだが、それぞれに業界や企業の枠から自由であり得ない限界があることは認めねばならない。アメリカの民間の調査・研究機関の場合、例えば「アメリカ・プレス研究所」「メディア研究センター(Media Studies Center)」「ピュ・リサーチ・センター(Pew Research Center)」などはいずれもこの種の制約から自由な環境で活動している。

いま一つ付け加えるなら、日本ではジャーナリズムを監視、批判する機能もアメリカに比べると整っていない。アメリカでジャーナリズム批評を専門にする『コロンビア・ジャーナリズム・レビュー』や『アメリカン・ジャーナリズム・レビュー』、あるいは『プリルズ・コンテンツ』といった雑誌に相当するものを日本で見つけるのは難しい。あえて取り上げるなら、先の「総合メディア研究所」を母体として発行している『放送レポート』(隔月刊)が唯一これらに近い性格を備えているといえるかもしれない。日本新聞協会の『新聞研究』、民間放送連盟の『民放』、その他主だった新聞・放送各社の調査・研究誌もいくつかあるが、これらはいずれもそれぞれの機関なり企業なりの制約から自由ではあり得ない。商業ベースの雑誌の中にもしばしばジャーナリズム批評が掲載されるものの、批評の質の高さでは『コロンビア・ジャーナリズム・レビュー』や『アメリカン・ジャーナリズム・レビュー』には遠く及ばない。良質のジャーナリズム批評のメディアが不在に近いことも、ジャーナリズム改革の動きを鈍らせるもう一つの要因と言えるだろう。

企業の枠を越えた、自立的なジャーナリストの有力団体が存在せず、ジャー

ナリズムの価値実現を目指す組織もなく、ジャーナリズム批判の態勢も不備なままの日本には、煎じ詰めればジャーナリズム改革を担う母体が欠けていると考えざるを得ない。その最たる原因は、ジャーナリストが企業の枠のなかに安住しがちな日本のジャーナリズムの体質に求められる。が、それと並んで、アメリカで改革の動きを支えているもう一つのNPO、言い換えれば、改革への活動を支援する資金を提供するものが日本には存在しないことも、原因の一つに数えられる。

影薄いメディア事業

日本にアメリカと同様の助成型財団がないわけではない。「助成財団センター」の資料によると、97年10月現在、日本における「財団法人」の数は1万3500を超える。このうち、同センターのアンケート調査への回答で、資産総額を明記しかつ97年の年間助成額合計が500万円以上のものは607財団ある。これらの財団のうち、資産総額で上位20財団を見ると、最高が729億円、20位で97億円、20財団の資産総額合計は3979億円となっている。また年間助成額の上位20財団を見ると、最高で149億円、20位で3億9000万円、203財団の総計では368億8000万円となっている¹²。

これらの財団の資産総額や助成額の規模をアメリカのそれと比較してみると、日米の経済規模の違いを考慮に入れても、日本のそれはアメリカよりはるかに小さい。前記資料によると、資産規模でアメリカ側上位20財団の資産総額は8兆8860億円、日本側の約22倍に上っている。また助成総額でもアメリカ側上位20財団のそれは3180億円、日本側の8・6倍に達している¹³。ここには、企業や個人が利益の一部を社会に還元するフィランソロピーの伝統が根付いているアメリカとそうでない日本との、文化の違いがはっきり表れている。

日本の財団助成事業でメディアないしジャーナリズム関連を対象とするものがどの程度あるのか、前記資料では事業分野が細分化されていないのでわからない。「人文・社会科学」分野の研究費助成や学生、留学生などへの奨学金、派遣・会議支援などで、いくつかの財団がメディア/ジャーナリズム

¹² 「日本の助成財団の現状 - 1998年度調査結果 - 助成財団センター。http://www.ifc.or.jp/

¹³ 前掲資料。

関連事業にも助成をしていることは確かだが、その規模や全体の中での比率については現在のところ資料が得られない。ただしメディア/ジャーナリズム関連事業への支援を主たる目的にしている主だった助成財団として、NHKが出資している「放送文化基金」がある。同基金は番組企画、委託研究、表彰などの形で約2億円(97年)を支出している。ちなみに同基金は、助成財団の資産総額で第9位(134億円)、助成事業費の額で第39位に位置している¹⁴。

一方、新聞社や放送局といったメディア企業がどの程度、この種の助成活動に関与しているのかを見ると、結果はいたって心もとない。新聞社ないし放送局が関連する助成財団を調べるため、「助成財団データベース」で「新聞」「放送」をキーワードとして検索したところ、「新聞」関連の助成団体は7件、「放送」関連の助成団体は5件にとどまった。「新聞」の7件には朝日新聞社の財団が3件、毎日新聞社の財団が2件含まれているので、実質的には4社(他の2社は京都新聞社、徳島新聞社)しか、助成活動に関わる新聞社としては名前が登場しない。「放送」の助成団体としては、「放送文化基金」のほか日本テレビ放送網、山陽放送、熊本放送、大分放送関連の財団が該当項目として検出された¹⁵。

これらの財団は「厚生文化事業団」「文化財団」「社会事業団」「文化振興財団」などの名称を持ち、「放送文化基金」を例外として、財団ごとの助成金総額(年間)は数百万円ないし数千万円規模と推測される。また助成対象は、表彰や奨学金、文化・芸術活動支援、社会福祉事業などが含まれているが、特にメディア/ジャーナリズム関連の事業やジャーナリズム教育などが主たる目的とされているケースは見当たらない。

むしろ、このデータベースの検索結果だけで、結論を導くのは適切でないかもしれない。データベースに洩れている財団もあり得るし、すべての財団がその活動内容の詳細を明らかにしているわけでもない。『日本新聞年鑑』によると、上記のメディア各社以外にも「関連事業」として「厚生事業団」「福祉事業団」「文化事業団」などさまざまな名称の財団を有するメディア企業が少なからずある。ただ、それぞれの活動内容は明らかにされていないが、

¹⁴ 前掲資料。

¹⁵ 助成財団データベース。 <http://www.ifc.or.jp/searc/z.gaivo.asp>

上記数社の助成活動を大きく上回る実績を持つ財団がこの中に含まれる公算は小さい。以上のことから、少なくとも次のように推量することは許されるだろう。すなわち日本のメディア企業は、NPOなどへの恒常的な助成活動に必ずしも積極的ではないこと、特にメディアの質の向上やジャーナリズム教育など対外的なメディア/ジャーナリズム関連事業への助成に特別の関心を払っている様子もないこと、である。

それは前述のアメリカの場合と比較すれば、違いがおのずから明らかになる。アメリカの有力紙や有力新聞系列はほとんどが何らかの形で関連の助成財団を持っている。これらの財団は、さまざまな分野の事業への助成とともに、自分たちの職業分野であるメディア/ジャーナリズム関連事業にも相応の助成を与えている。助成の仕方も、自社が主催あるいは協賛する事業や催しに支出するというものではなく、企業の枠を越えたところで行っている。助成の額も日本に比べればけた違いに大きい。こうした日米の間の落差は、税法上の違いや伝統の有無によるところも決して小さくないが、同時に日本とアメリカのメディア事業の、社会貢献に対する考え方の違いを映しているともいえるだろう。

日本のメディア企業のこうした姿勢をジャーナリズム改革の文脈で考えると、どうしてもジャーナリズムの前途に楽観的にはなれない。すでに見てきたように、日本にはジャーナリズム改革の動きを担う、企業横断的な組織がほとんど見当たらない。個人や小グループの中から改革を呼びかける動きはあっても、これを支援する声は大きなメディア企業に所属するジャーナリストの間からは起きてこない。またこうした動きを財政面から後押ししようとする財団や基金もない。ジャーナリズムがアメリカに劣らず深刻な問題を抱えながら、改革の試みがいっこうに企業の枠を越えて広がりを見せないところに、日本のジャーナリズム改革の限界が見えるように思われる。

企業内の人材教育

むしろ、日本のメディア企業やジャーナリストたちが自分たちの直面する問題に無関心であるわけではない。改革の必要を認めていないとも思えない。しかしかれらはいくまで企業の枠のなかで問題を解決し改革を進められると考えているように見受けられる。それをはっきり示しているのが、新聞社や放送局それぞれの人材教育に対する考え方である。

いま便宜上、人材教育を二つのレベルに分けて考えてみたい。一つはこれからジャーナリストになることを目指す人たちへの教育であり、もう一つはすでにジャーナリストとして仕事をしながら、さらに高度の知識や技能を身に付けようとする、現役ジャーナリストたちへの再教育、訓練である。前者は主として、大学生や大学院生を対象に大学で行われる訓練を指す。日本ではこのレベルのジャーナリズム教育が十分には行われていない。必要なカリキュラムを整えた大学が少ないこと、教える側にも現場をよく知る人材が十分に揃ってはいないこと、などが背景としてしばしば指摘される。が、それと同時に、ジャーナリズムの現場が大学でのジャーナリズム教育をほとんど無用視していることにも、そうした環境を生み出す要因がある。現場にはジャーナリズムに関するなまじっかな知識は、むしろ将来の仕事にじゃまになるという考えさえある。各メディア企業ともほぼ例外なく、新人教育は各社ごとに施している。入社後、数週間ないし数カ月の期間をかけて、さまざまな現場で新人たちの教育、訓練が行われる。その内容は一律ではないが、ねらいはおおよそ「わが社意識」を注ぎ込むことにあるように思われる。その間の、人的、金銭的コストは決して小さくない。

アメリカでは、大学ないし大学院レベルのジャーナリズム教育が日本の場合よりはるかに充実している。カリキュラムだけでなく、新聞社や放送局が学生をインターンとして受け入れ、経験を積ませる環境も整っている。そこにはおのずから、大学とジャーナリズムの現場との間に一定の信頼関係が生まれる条件もある。日本には残念ながら、そうした条件がまだ乏しい。

現役ジャーナリストに対するキャリア中途での教育、訓練についても、同様のことがいえる。先に触れたメリーランド大学の例のように、アメリカには中堅ジャーナリストが一定期間職場を離れ、奨学金を得て大学や大学院で専門の勉強をする機会がふんだんにある。そうしたプログラムはしばしば財団などからの助成で行われている。しかし日本では、中堅記者に対して、社内ですべて定期的に「5年研修」「10年研修」といったプログラムを用意することはあっても、国内の大学で数カ月なり一年間なり勉強や研究をするための休暇を認めるケースは例外に近い。そもそも日本の大学や大学院に、現役のジャーナリストを受け入れて教育や訓練、あるいは研究の機会を提供するようなプログラムを常設しているところもない。財政的な裏づけがあれば制度を作ることではできるだろうが、そうした仕組みの必要を叫ぶ声もなければ、資金を

提供しようというメディア企業もむろんない¹⁶。

ちなみに日本のメディア企業でも、中堅ジャーナリストを研修や研究のため海外の大学などに派遣するケースは少なくない。多くの社が語学研修やその他の目的で海外の大学や研究機関に社員を派遣する留学制度を持っている。これらの留学生のなかには、海外の大学に設けられているキャリア中途での教育・研修計画を利用するものもある。海外での研修には人を派遣しても、国内での同様な研修の機会をなぜ認めようとしないのか、説得力のある理由は見つからない。

日本のメディア企業のこうしたジャーナリズム教育に特徴的なことは、ほとんど例外なく、自社のジャーナリストのための教育にしか関心を払っていないという点である。新人教育にせよ、中堅記者の教育にせよ、それぞれ相当のコストを払ってはいるが、あくまでそれは自社の記者や編集者に対する教育のコストであって、それ以上に、例えばジャーナリズム一般の質的な向上を目指すために、新しい制度を設けるための負担を受け入れることなどは考慮の外にあるように見える。

ジャーナリズムのための人材教育は、将来ジャーナリストを目指す若者の教育も含めて、長い目で見ればジャーナリズムの改革につながる重要な問題である。それは本来、企業の枠を越えてジャーナリズム全体として取り組まねばならない課題のはずである。しかしそれが企業単位でしか考えられていない現実には、日本のジャーナリズムが「企業ジャーナリズム」から一向に抜け出せない、もう一つの証左といえるだろう。

企業ジャーナリズムを越えて

ジャーナリズム改革をめぐる日米の状況の違いを、フィランソロピーの伝統や制度の相違のせいにしてしまうことはやさしい。しかし違いの原因がなんであれ、ジャーナリズムの改革をとともに必要としているのであれば、日本のジャーナリズムは改革を可能にする方途を探らねばならない。伝統や制度

¹⁶ 2000年度から『読売新聞』が寄付講座として、慶応大学、青山学院大学、日本大学でジャーナリズム関連の講座を開設する予定と伝えられている。また早稲田大学でも『読売新聞』のほか『朝日新聞』『毎日新聞』などが共同でジャーナリズム関連講座を開講する予定になっている。ただこれらの動きが、将来、メディア企業と大学側の間にどのような協力関係を築く可能性を秘めているのか、現在の段階では見通せない。

を変えることがそれほど容易ではないにせよ、もし必要ならそれさえもあえて試みなければなるまい。

しかしいま日本のジャーナリズムにとって最も求められているのは、フィランソロピーの伝統や制度を変えること以前の、もっと単純なジャーナリストの意識の改革であるように思われる。日本のジャーナリズムの世界で働く人たちが、それぞれの所属する企業の絆から自らを解き放って、企業の枠にとらわれない、独立したジャーナリストとしての役割や任務を確認し直すことである。もしそれができれば、いままでより多くの現場のジャーナリストたちがジャーナリズムの直面する問題を自分たちに共通の問題として認識できるようになり、企業の枠を越えて共通の取り組みができるようになるに違いない。これまでほとんど存在しなかった企業横断的な組織を、さまざまに異なる分野で立ち上げさせ、特定の企業の利害にとらわれない立場から、ジャーナリズムの価値の実現に向けて、志を同じくするジャーナリストと協力することが可能になる。

ジャーナリストという職業には本来、なによりも守らねばならない価値があるはずである。正確、公正、独立、正直などがそれである。A S N Eはジャーナリズムの基本的倫理としてこれらを掲げている。C C Jが2年がかりで見直したジャーナリズムの原則もこうした価値を基本としている。C C Jの見直しの結論は、煎じ詰めれば、こうした価値を現場のジャーナリストが再確認することからジャーナリズムの改革がはじまるという認識である。

これらの価値は、同じ民主主義の実現、擁護を目指す日本のジャーナリストにとっても受け入れられるものであろう。「企業ジャーナリズム」の下では、こうした原則が企業の利害に対する配慮からとかく歪められやすい。日本のジャーナリストにとって必要なことは、これらの価値を守ることが企業の利害に優先することを確認することである。

ジャーナリストとして企業の枠から自らを解放する意識改革は、メディア企業の幹部にも求められる。ジャーナリズムの改革は、一企業内の改革だけで達成できるものではない。ジャーナリズム全体で努力することが必要でもあり、より効果的であることを、現場のジャーナリストたち以上に幹部も理解しなければならない。現場が進めようとする改革への努力を、幹部は率先して企業の枠にとらわれないジャーナリズム共通の取り組みへと発展させるべきである。

藤田 博司

ジャーナリズムのための人材教育は、各企業が容易に利害を共有できる問題であり、共同して取り組みやすいテーマだろう。新人記者に「わが社意識」を植え付けることを目指すような「教育」ではなく、より普遍的にジャーナリストとして通用する人材の育成を目指す教育であるべきだろう。大学でのジャーナリズム教育が不十分であれば、現場から優れたジャーナリストを大学に送り込んで若者の教育に当たらせればいい。それも企業単位で行うのではなく、ジャーナリズムに関わる企業全体としてプロジェクトを組んで取り組めば、人的、財政的コストもそれほど大きくなくて済む。大学側もそうしたプロジェクトを受け入れる用意は整えられる。同じことは、中堅記者の教育についてもいえる。要は、企業の側がそうした形でのジャーナリズム教育に効用を見出すかどうかにかかっている。

特定の企業の利害を優先する「わが社意識」の強いジャーナリストを育てることを求めるのか、それともジャーナリズム本来の価値の実現をなによりも優先して考えるジャーナリストを育てるのか、もし責任ある立場の人たちが後者のジャーナリストを選ぶのであれば、ジャーナリズムの改革に向けて事態が前進する可能性はある。しかし前者を選ぶなら、日本のジャーナリズムは現状維持か、いずれ衰退の道を歩むしかないだろう。

参考文献

- 花田 達朗「諸外国におけるジャーナリスト教育の経験と日本の課題」『東京大学社会情報研究所紀要』第58号
- 別府三奈子「岐路に立つ米国ジャーナリズム研究・教育」『新聞研究』1999年11月号（No. 580）
- Betty Medsger, *Winds of Change; Challenges Confronting Journalism Education*, The Freedom Forum, 1996

授 業 科 目	単 位			週 時 間 数		職 名	担 当 者	履 修 年 次	備 考
	必 修	選 必	選 択	前 期	後 期				
〔選択必修科目〕 《学科科目 A 群》									
新放 雑出 (休)	論	4		2	2	教 授	武市 英雄	2~4	抽選科目
聞	論	4		2	2	教 授	石川 旺	2~4	
送	論	4		2	2	教 授	植田 康夫	2~4	抽選科目
誌	論	4		2	2	教 授	植田 康夫	2~4	
版	論	4		2	2	教 授	植田 康夫	2~4	
映 画	論	4						2~4	
《学科科目 B 群》									
外国ジャーナリズム	a	2		2		教 授	藤田 博司	2~4	抽選科目
外国ジャーナリズム	b	2		2		助 教	音 好宏	2~4	
外国ジャーナリズム	a	2		2		教 授	鈴木 雄雅	2~4	
(休)外国ジャーナリズム	b	2						2~4	
(休)外国ジャーナリズム	a	2						2~4	
外国ジャーナリズム	b	2		2		教 授	藤田 博司	2~4	抽選科目
《学科科目 C 群》									
時間問題研究特殊 (国内)		4		2	2	兼 講	岡田 幹治	3・4	
時間問題研究特殊 (国際)		4		2	2	兼 講	西川 恵	3・4	
〔選択科目〕 《学科科目 D 群》									
論 文 作 法		4		2	2	兼 講	仙名 紀	2	
論 文 作 法		2		2	2	兼 講	森脇 逸	3	
論 文 作 法		2		2	2	兼 講	森脇 逸	3	
コミュニケーションと技術		4		2	2	講 師	金山 勉	2~4	
テ レ ビ 制 作		4		2	2	講 師	金山 勉	2~4	Aクラス 同内容
テ レ ビ 制 作		4		2	2	講 師	金山 勉	2~4	Bクラス
テ レ ビ 制 作		4		2	2	講 師	金山 勉	3・4	
(休) 報 道 集 論		4		4	4			3・4	
(休) 編 告 論		4		4	4			3・4	隔年開講
(休) 広 告 論		4		4	4			3・4	隔年開講
マ ジャ ー ナ リ ズ ム 調 査		4		2	2	兼 講	渡辺 久哲	3・4	
ジャーナリズム特殊		2		2	2	助 教	音 好宏(代表)	2~4	輪講
ジャーナリズム特殊		2		2	2	兼 講	横川 和夫	2~4	
大 衆 文 化 論		4		2	2	教 授	植田 康夫	3・4	

(2) 教員

1. 非常勤講師 (1999年 4月 1日 ~ 2000年 3月 31日)

仙名 紀 (論文作法)
森脇 逸男 (論文作法 ,)
岡田 幹治 (時事問題研究特殊 国内)
西川 恵 (時事問題研究特殊 国際)
渡辺 久哲 (マスコミ調査)
松下 弘幸 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
岡野 忠元 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
橋元 良明 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
齋田 真也 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
小平さち子 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
浜田 純一 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
服部 孝章 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
黒田 勇 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
宮崎 寿子 (ジャーナリズム特殊 / 輪講)
横川 和夫 (ジャーナリズム特殊)

2. 研究休暇

鈴木 雄雅 (1999年度後期 ~ 2000年度前期)

(3) 学生 (1999年 10月 現在)

在籍者 300名 (男128 , 女172名)
1年 71名 (男28 , 女43名)
2年 76名 (男31 , 女45名)
3年 64名 (男23 , 女41名)
4年以上 89名 (男46 , 女43名)

(4) 1999年度 卒業論文題目一覧

氏 名	題 目
金 丸 陽一郎	インド映画とは
青 山 哲	企業の広告活動におけるインターネット・マーケティングの役割
佐々木 潤	広告規制と消費者保護
朝 長 厚 諒	重・木下組の銀メダル獲得に対する報道比較 - 地方紙のスポーツ報道を考える -
阿 部 響	市民参加・情報提供におけるインターネット活用
古 川 彩	日本のポピュラー音楽にみる「男性像」
石 畑 香 織	女性雑誌から見る女性像の変化 - 創刊号の表紙から読みとる -
近 藤 隆 博	D T P と W e b における実際のメディアコンテンツ制作
草 野 未 果	情報誌と若者
三 浦 広 子	戦時下における原爆報道
室 山 涼 子	北アメリカにおけるメディア・リテラシー教育 - 日本への導入 -
野 本 陽 子	日本野球の原点 - “野球道” はいかにして生まれたか -
岡 崎 邦 雄	ルワンダ民族紛争におけるプロパガンダ分析
齋 藤 立	N P O メディア戦略 - 「社会志向の N P O 」の拡大と情報技術の普及のただなかで -
鈴 木 淳 一	マスメディアと広告主の関係 - 「和歌山カレー事件」に活字メディアのあり方を探る -
浦 由 有 子	アメリカにおける国際ニュース報道
窪 田 英 理	タバコの広告 - 広告の社会的役割を考える -
荒 尾 千 尋	子どもと本離れ - 不読者分析と今後の展望 -
古 吉 理 恵	J a p a n e s e M u s i c の 謎 - ミリオンヒットはなぜ生まれるのか -
原 典 子	インターネットにおけるメディア・リテラシー教育
堀 口 美登利	医療現場から見た脳死移植報道
細 川 理 加	メディアとしての浮世絵
石 井 寛 人	日本の競馬におけるマスメディアの影響 - マスメディアに依存する競馬ファン -
糸 井 羊 司	N H K および民放キー局の報道内容の分析と比較 - 事故・犯罪報道における伝えられる側の人権 -
岩 間 千香子	中国における日本の国際広告の実態
張 熙 載	国際紛争においての世論とメディア - コソボ紛争を例に -
川 本 めぐみ	アメリカ映画の邦題の変遷 - 興行成績ベストテン史に見るタイトルの移り変わり -
河 村 玲	長野オリンピックから未来へ - 日本におけるオリンピック報道の問題点とその考察 -

氏名	題目
川中悠平	C S放送受信者意識調査 - 視聴者のための多チャンネル化 -
木村なつき	N I E - 情報教育に向けて - 日本型モデルの試み -
古角あした	児童文学におけるリアリティーの可能性
小寺敦之	『MR . B E A N』視聴データに基づく“笑い”像 - コミュニケーション学及びマス・コミュニケーション学的アプローチ -
工藤倫子	東京電力女性社人殺人事件における報道の諸課題について - 活字メディアの被害者報道とその問題問 -
牧野珠里	隅田川花火大会とメディア
松永みち子	今、環境広告に何が求められているか
桃井亜衣	N I E - 教育に新聞を取り入れるためにすべきこと -
森谷東二郎	少年犯罪報道から見たマス・メディア倫理 - 容疑者少年の表現における商業主義と倫理 -
村上有紀	Vチップは本当に必要か
室井美紀	マス・メディアと双方向性 - インターネットの登場により視聴者との関係は変化したのか -
中村藍	メディアとしての歌舞伎
二宮玲奈	映画によるイメージの形成
西村健	日米関係における日米両国の新聞が果たした言論・報道機能の一考察
岡村奈美	新聞家庭面の役割と可能性 - 紙面分析を通して見るその変遷 -
大原亜紀子	日本におけるキャラクター・ビジネスの成功と今後の課題
大平恭太郎	たばこ広告自主規制強化の影響 - 新聞の持つ力 -
大石智康	企業広報とマス・メディア
大西智子	問われる犯罪被害者報道 - なぜ犯罪被害者が二次被害を受けるのか -
大谷秀樹	公害報道におけるメスメディアの問題点 - 水俣病報道を事例に考える -
鷺坂亮子	ローカル放送は何を伝えているのか - 静岡県内放送局のニュース分析 -
坂口朗	『毎日新聞』的「受け手」発想 - 「紙面審査から」を読んで -
鮫島陽子	音楽の未来形 - デジタル化が大衆音楽に与える影響 -
佐野剛士	メディア・リテラシーを育む学校教育を探る
瀬川龍一	『東京スポーツ』研究
清水理三郎	新聞が伝えた「少年ナイフ事件」
鈴木玉美	ナローキャスティングの進んだ世界 - 受け手が送り手に変わる -
高尾三保子	1970年代に見る旅行雑誌の内容の変遷と人々への影響
高澤賢司	高齢社会と広告
田中有美	週刊誌7紙から探る健康に関する記事の虚偽性
富田展章	「南京事件」論争におけるメスメディアの信頼性
土屋正昭	皇室報道におけるメスメディアの敬語使用 - 昭和から平成の時期を中心として -

氏 名	題 目
宇田川 篤 子	ヒロシマ・パールハーバーをめぐる日米間のコミュニケーション・ギャップ
八 木 綾 子	新しいジャーナリズムのありかた - 記者クラブと情報公開を中心に、取材・報道を考える -
山 下 武 朗	ジャーナリズムの活性化に関する組織ジャーナリストの内部的自由論、および日本型内部的自由への可能性に関する論
山 内 英吉朗	ヒーローインタビュー分析 - テレビがプロ野球中継で伝えるもの -
湯 地 英 里	新聞の一面はどう変わったのか - 過去三十年間の変化の歩みと方向性の是非を問う -
湯 田 圭	学級崩壊に対する論点と新聞報道

2 大学院文学研究科新聞学専攻

(1) 開講科目・担当

< 博士前期課程 > (1999年度)

授 業 科 目	単 位			週時間数		職 名	担 当 者	備 考
	必 修	選 必	選 択	前 期	後 期			
コミュニケーション論特講	4			2	2	教授	石川 旺	後期課程共通
コミュニケーション論演習		2		2	2	教授	石川 旺	
ジャーナリズム史特講	4			4	4	教授	鈴木 雄雅	後期課程共通
ジャーナリズム史演習		2		4	4	教授	鈴木 雄雅	
マス・メディア論特講	4			2	2	教授	植田 康夫	後期課程共通
マス・メディア論演習		2		2	2	教授	植田 康夫	
(休)新聞論特講		4		2	2	教授	鈴木 雄雅	後期課程共通
放送論特講		4		2	2	教授	石川 旺	
広告論特講		4		2	2	教授	脇田 直枝	隔年、輪講 隔年、輪講 後期課程共通
マス・コミュニケーション法制特講		4		2	2	教授	奥田陽太郎	
米州のマス・メディア論特講		2		2	2	教授	田島 泰彦	後期課程共通
国際コミュニケーション論特講		4		2	2	教授	武市 英雄	
情報科学論特講		4		2	2	教授	藤田 博司	後期課程共通
マス・コミュニケーション調査特講		4		2	2	教授	音 好宏	
論文演習	6		4	2	2	助教授兼 前期課程指導教授	野田 実	

< 博士後期課程 > (1999年度)

授 業 科 目	単 位			週時間数		職 名	担 当 者	備 考
	必 修	選 必	選 択	前 期	後 期			
コミュニケーション論特殊研究			4	2	2	教授	石川 旺	前期課程共通
コミュニケーション論特殊研究			4	2	2	教授	藤田 博司	
コミュニケーション論特殊研究演習			4	2	2	助教授	音 好宏	前期課程共通
(休)ジャーナリズム史特殊研究			4	2	2	教授	鈴木 雄雅	
(休)ジャーナリズム史特殊研究演習			4	2	2	教授	鈴木 雄雅	前期課程共通
(休)マス・メディア論特殊研究			4	2	2	教授	鈴木 雄雅	
マス・メディア論特殊研究			4	2	2	教授	田島 泰彦	前期課程共通
マス・メディア論特殊研究演習			4	2	2	教授	武市 英雄	
論文演習	8		4	2	2	教授	後期課程指導教授	

(2) 教員

非常勤講師 (1999年 4 月 1 日 ~ 2000年 3 月 31 日)

野田 実 (マス・コミュニケーション調査特講)

脇田 直枝 (広告論特講 / 輪講)

奥田陽太郎 (広告論特講 / 輪講)

(3) 客員研究員

朴 洪錫 韓国・国民新党 党務委員，ソウル冠乙地区党委員長
1998年10月1日 ~ 1999年9月30日

朴 得龍 中国・延辺日報社
1998年10月1日 ~ 2000年9月30日

張 駿浩 韓国・光州日報社
1999年4月1日 ~ 2000年3月31日

辛 海明 韓国・文化放送
1999年4月1日 ~ 2000年3月31日

郭 雁壮 中国
1999年 4月1日 ~ 2001年3月31日

(4) 院生 (1999年10月現在)

在籍者 29名 (男 9 名，女 20 名)

前期課程 1 年 7 名 (男 2 名，女 5 名)

2 年 11 名 (男 3 名，女 8 名)

3 年以上 3 名 (男 1 名，女 2 名)

後期課程 1 年 3 名 (男 1 名，女 2 名)

2 年 3 名 (男 1 名，女 2 名)

3 年 1 名 (男 0 名，女 1 名)

4 年以上 2 名 (男 1 名，女 1 名)

大学院の留学生の内訳は，中国 1 名，韓国 14 名，台湾 3 名，米国 1 名である。

(5) 研究生

特別研究生 9 名 (男 2 名，女 7 名)

(国籍別 = 韓国 2 名，中国 7 名)

(6) 1999年度 修士論文題目一覧

氏 名	論 文 題 目
張 暖 慧 傳 繼 瑩 鄭 鏞 秀	変貌する台湾の放送 - ケーブルテレビを中心に - 多チャンネル化の中の日本文化 - 台湾テレビ・ケーブルテレビの場合 - 日本におけるCSデジタル外国語チャンネルのエスニック・メディアとしての機能 - スカイパーフェクトTV内の外国語チャンネルの番組分析 -
リサ ギルモア	外国特派員とソフト・ニュース事例研究 - 『ニューヨーク・タイムズ』による日本の若者報道 -
韓 曄	中国人権問題に関する日米報道の研究 - 『朝日新聞』と『ニューヨーク・タイムズ』の比較から -
金 京 煥	放送のデジタル化における公共性議論の変遷と市民的公共性論 - イギリス・ドイツ・アメリカ・日本を中心に -
沈 成 恩 申 秀 英	アメリカ製テレビ番組の国際的な流通とその文化的影響に関する研究 パブリック・リレーションズに関する一考察 - 日本型パブリック・リレーションズの可能性を巡って -
周 淑 菁 高 橋 良 子	テレビ欄から見る日本と台湾における視聴行動の比較分析 民主主義とマス・メディアの役割の視座転換 - アジアの体制移行と放送事業 -

(7) 講演会

演 題 = 講 演 者 (所 属 等)	開 催 日
“ The Representation of Indigenous People in the Media ” = Dr. Michael Meadows (オーストラリア・Griffith University)	1999. 6. 22

執筆者紹介

石川 旺	上智大学文学部新聞学科教授
金山 勉	” 講師
鈴木 雄雅	” 教授
藤田 博司	” 教授

2000年3月15日 印刷
2000年3月24日 発行

コミュニケーション研究 第30号 (非売品)

発行者

上智大学コミュニケーション学会
代表 藤田 博司
東京都千代田区紀尾井町7-1
上智大学文学部新聞学科内
電話 03-3238-3631

印刷所

編集 植田 康夫
依田印刷株式会社
東京都江戸川区西小岩3-6-3
電話 3659-0123 (代表)

COMMUNICATIONS RESEARCH

No. 30 (2000)

Contents

Criticism against Public Opinion Survey Today

Sakae Isikawa

U. S. Terrestrial Digital Broadcasting in Transition

-Dialogue:Next Generation TV and its Transmission Modulation Standards

Tsutomu Kanayama

International Communication Research:

A Review and Some Perspectives

Sophia Journalism Studies Group (SJSJG) Founder Yuga Suzuki

Journalism and NPO; The Gap in Reform Movement in the U. S. and Japan

Hiroshi Fujita

Institute for Communications Research
Sophia University